

第3部 オーストラリア

第一章 青少年のインターネット利用環境に関する実態

1. 青少年の年齢の定義

オーストラリアでは一般的に、18歳以上が成人、18歳未満が未成年と見なされる。例えば、選挙権は18歳以上の全国民に与えられ、投票が義務付けられている。また、飲酒や喫煙が認められるのも18歳からである。

オーストラリアの刑法では、刑事責任の年齢が州毎に定められているが、基本的には下記のとおり、10歳未満、10歳～14歳、18歳未満（ただしクイーンズランドでは17歳未満）、18歳以上という、4つの年齢区分に分けられる⁷³。

【オーストラリアにおける刑事責任の年齢】表 A1-1

管轄	刑事責任追求無し	刑事責任追及の可能性有	少年裁判所で扱われる年齢
連邦	10歳未満	10歳以上 14歳未満	州/テリトリーの法律に準ずる
オーストラリア首都特別地域	10歳未満	10歳以上 14歳未満	18歳未満
ニューサウスウェールズ州	10歳未満	10歳以上 14歳未満	18歳未満
ノーザンテリトリー	10歳未満	10歳以上 14歳未満	18歳未満
クイーンズランド州	10歳未満	10歳以上 14歳未満	17歳未満
南オーストラリア州	10歳未満	10歳以上 14歳未満	18歳未満
タスマニア州	10歳未満	10歳以上 14歳未満	18歳未満
ビクトリア州	10歳未満	10歳以上 14歳未満	18歳未満
西オーストラリア州	10歳未満	10歳以上 14歳未満	18歳未満

出典：Australian Institute of Criminology 掲載の資料を元に作成⁷⁴。

このほか、性的同意年齢はオーストラリア首都特別地域、ニューサウスウェールズ州、ノーザンテリトリー、クイーンズランド州、ビクトリア州、西オーストラリア州では16歳、タスマニア州と南オーストラリア州では17歳となっている⁷⁵。児童ポルノに関しては連邦・州毎に以下の年齢定義が適用される。

⁷³ Australian Institute of Criminology, <https://aic.gov.au/publications/cfi/cfi106>

⁷⁴ Australian Institute of Criminology, <https://aic.gov.au/publications/cfi/cfi106>

⁷⁵ Australian Institute of Family Studies, Age of consent laws, https://aifs.gov.au/cfca/publications/age-consent-laws_

【児童ポルノに関わる法律の未成年の年齢定義】表 A1-2

管轄	未成年の年齢
連邦	18 歳未満
オーストラリア首都特別地域	16 歳未満
ニューサウスウェールズ州	16 歳未満
ノーザンテリトリー	18 歳未満
クイーンズランド州	16 歳未満
南オーストラリア州	17 歳未満
タスマニア州	18 歳未満
ビクトリア州	18 歳未満
西オーストラリア州	16 歳未満

出典：Australian Institute of Criminology 掲載の資料を基に作成⁷⁶。

インターネット上の未成年の保護という意味では、適用される連邦及び州の法律によって年齢定義が異なる。インターネットを介して青少年を性行為に誘う青少年の斡旋及びグルーミングに関わる法律、年齢制限については第二章で述べる。

2. 青少年のインターネット利用環境に関する管轄組織と役割

オーストラリアでは、通信芸術省（Department of Communications and the Arts）の傘下にある「eセーフティー監督官事務所（Office of the eSafety Commissioner）」がインターネット利用環境全般を管轄している。インターネット利用環境に関する組織としては、上記eセーフティー監督官事務所の他、通信芸術省の傘下にオーストラリア通信メディア庁（Australian Communications and Media Authority: ACMA）及びオーストラリアレイティング審査委員会（Australian Classification Board）が存在する。以下、その他の関係組織も含め、青少年のインターネット利用環境に関する管轄組織を説明する。

（1）eセーフティー監督官事務所（Office of the eSafety Commissioner）

オーストラリアでは、青少年のネットいじめ対策として2015年に「子供のためのeセーフティー監督官事務所（Office of Children's e-Safety Commissioner）」が設立された。その後、同事務所の役割が拡大され、2017年に「eセーフティー監督官事務所」と名称が変更され、青少年だけでなくオーストラリア国民全体の安全なインターネット利用の促進を目的とすることとなった。同組織では、青少年のネットいじめ、違法・有害情報、リベンジポルノなどの画像による嫌がらせ（Image based abuse）の苦情申立て制度を設けているほか、オーストラリア国民のための安全なインターネット利用情報のワンストップサービスとして情報や教育資料を提供している。また、インターネット利用に関わるさまざまな研究も行っている。

⁷⁶ Australian Institute of Criminology, <https://aic.gov.au/publications/special/010/child-pornography-offences-production>

(2) オーストラリア通信メディア庁 (Australian Communications and Media Authority: ACMA)

同庁は、2005年にオーストラリア通信庁 (Australian Communications Authority) 及びオーストラリア放送庁 (Australian Broadcasting Authority) が統合して誕生した。ACMAは、放送、電気通信、無線通信、オンライン業界の規制監督を担っており、その役割は関連業者のモニタリングや法規制の執行、許認可承認から消費者への情報提供や研究など多岐にわたる。従来は、インターネット上の違法・有害情報の規制もACMAが行っていたが、2015年に「子供のためのeセーフティー監督官事務所 (2017年にeセーフティー監督官事務所に改名)」が設立されたことで、この責任は同監督官事務所へと移行した。しかしながら、ACMAの職員はeセーフティー監督官の仕事を補佐している。

(3) オーストラリアレイティング審査委員会 (Australian Classification Board)

1995年レイティング⁷⁷法 (The Classification Act, 1995) の下で誕生した独立委員会で、通信科学芸術省の傘下である。違法・有害情報からの青少年保護を目的に、レイティングスキーム (National Classification Scheme) に基づきビデオやDVD等を含む映画やコンピューターゲーム、出版物の倫理審査を実施する。オンライン上のコンテンツも同様のレイティングスキームに基づいて規制されており、ACMAやeセーフティー監督官事務所は必要に応じて同審査委員会にオンラインコンテンツのレイティングを申請する。(2016/17年度、この2つの機関が同委員会にレイティングの申請を行なったのは4件のみで、うち3件がRC、1件がMA15+⁷⁸に分類されるものだった⁷⁹。)

(4) オーストラリア・サイバー犯罪オンライン報告ネットワーク (The Australian Cybercrime Online Reporting Network: ACORN)

ACORNは、連邦、州及び準州政府による共同イニシアチブで、市民がネット犯罪を通報できる国レベルのオンライン制度である。ACORNが扱うのは、主にハッキングやネット詐欺、個人情報窃盗、コンピューターシステムでの攻撃といったネット犯罪だが、深刻なネットいじめや、違法・有害コンテンツの通報もできるようになっている⁸⁰。

(5) コミュニケーションズ・アライアンス (Communications Alliance)

同アライアンスは、オーストラリアの通信業界の成長及び消費者保護を目的とする電気通信産業を代表する業界団体である。通信事業者、インターネットサービスプロバイダー (ISP)、コンテンツプロバイダー、メーカー、IT企業ほか、消費者団体など様々な企業や団体が加盟している。コミュニケーションズ・アライアンスは、ISPやコンテンツサービスプロバイダーを規制する「インターネット及びモバイルコンテンツに関するインターネット業界規範 (Internet Industry Codes of Practice - Internet and Mobile Content)」及び「コンテンツサービス規範 (Content Services Code)」という2つの業界規範を設けて

⁷⁷ Classificationは、コンテンツの分類を行う趣旨であり、日本の「レイティング」とほぼ同趣旨の概念であると考えられるため、本報告書においては、「Classification」と記されている箇所を「レイティング」として記載する。

⁷⁸ 分類の意味については後記3.(2)参照。

⁷⁹ Classification Board and Classification Review Board Annual Report 2016-17,

<http://www.classification.gov.au/About/AnnualReports/Documents/classification-annual-report-2016-17.pdf>

⁸⁰ www.acorn.gov.au

いる。この2つの業界規範に関しては第三章で詳しく述べる。

(6) オンライン安全諮問作業部会 (Online Safety Consultative Working Group)

オンライン安全諮問作業部会は、通信芸術省の傘下に位置し、インターネットの安全性について政府に助言を行う。地域団体、ISP、業界団体、企業、政府を代表するメンバーから構成され、年に2回会議を開いている⁸¹。

(7) 法執行機関

連邦及び州の警察には、青少年を狙ったインターネットを介した犯罪に特化した課を以下のように設けているところがある。

【青少年を狙ったインターネットを介した犯罪に特化した連邦及び州の警察の課】表 A1-3

ニューサウスウェールズ州	The Child Exploitation Internet Unit	ニューサウスウェールズ州警察の一課で、インターネットをはじめとする通信システムを使った子供の性的搾取の捜査を専門とする。また安全なインターネット利用に関して地域社会への啓蒙・教育活動の支援も行っている ⁸² 。
クイーンズランド州	Task Force Argos	1997年に組織的な青少年虐待の捜査を目的に結成されたクイーンズランド州警察の一課で、現在はインターネットを介した青少年の性的搾取及び虐待の捜査を中心としている。
西オーストラリア州	Online Child Exploitation Squad	インターネットを介した青少年性的虐待や性的搾取の調査を行っている ⁸³ 。
オーストラリア連邦警察	Child Protection Operations	インターネットを介した青少年性的搾取を担当する調査班で、オーストラリア各州の警察、政府組織、ISPやコンテンツホストを含む非政府団体、世界の法執行機関、Interpolなどと協力して調査を行う ⁸⁴ 。

出典：各州政府及び連邦警察の情報より抜粋作成。

3. 青少年の閲覧が望ましくないとされている情報

(1) オンライン・コンテンツ・スキーム (Online Content Scheme)

オーストラリアでは、eセーフティー監督官事務所がインターネットコンテンツの規制行政全般を所掌している。違法及び有害なオンラインコンテンツは、1992年の放送サービス法 (The Broadcasting Services

⁸¹

<https://www.directory.gov.au/portfolios/communications-and-arts/australian-communications-and-media-authority/esafety-commissioner/online-safety-consultative-working-group>

⁸² https://www.police.nsw.gov.au/crime/sex_crimes/child_abuse/child_abuse_categories/the_squad_includes

⁸³ <https://www.police.wa.gov.au/Your-Safety/Child-Abuse/Internet-child-safety>

⁸⁴ <https://www.afp.gov.au/what-we-do/services/child-protection/online-child-sex-exploitation>

Act 1992) の附則 5 及び附則 7 から成るオンライン・コンテンツ・スキーム (Online Content Scheme) に基づき、苦情申立て制度を通じて規制が行われている。



同スキームは消費者 (特に子供) が不適切あるいは有害な情報にさらされるのを防ぐために策定されたもので、e セーフティー監督官事務所は通報が寄せられたコンテンツを国家レイティングスキーム (National Classification Scheme) に基づいて評価する。当該コンテンツが禁止コンテンツ (prohibited content) 又は潜在的禁止コンテンツ (potential prohibited content) と判断され、ホスティング先がオーストラリア国内の場合、そのサービスプロバイダーに対して削除を命じ、ホスティング先がオーストラリア国外の場合は、当該コンテンツを認可されたフィルタリングの供給業者に通知し、当該コンテンツへのアクセスが阻止されるようにする⁸⁵。

また、児童虐待の映像等をはじめとする違法コンテンツに関しては、管轄の州警察に通知し、同時に、ホスティングプロバイダーにコンテンツの削除を命じる。ホスティング先が海外だった場合は、オーストラリア連邦政府に通知し、Interpol を通じた対応を求める。また、同事務所は青少年性的虐待に関わるオンラインコンテンツの撲滅に努める国際通報ネットワーク INHOPE (International Association of Internet Hotlines) に加盟しており、青少年の性的虐待のコンテンツが加盟国の管轄下にある場合、e セーフティー監督官事務所が当該国のホットラインにこれを通知する⁸⁶。

(2) レイティングスキーム (National Classification Scheme)

オーストラリアでは、オーストラリアレイティング審査委員会が違法・有害情報から青少年を保護するために、レイティングスキームに基づきビデオや DVD 等を含む映画やコンピューターゲーム、出版物の倫理審査を実施している。e セーフティー監督官事務所は、これと同様のレイティングスキームに基づいてオンラインコンテンツを規制している。

【国家レイティングスキーム】表 A1-4

カテゴリー	レイティング	アイコン	内容
法的規制のない映画及びコンピューターゲームの閲覧や利用	G (General)		一般的に閲覧可能。
	PG (Parental Guidance)		保護者による児童への説明が必要。

⁸⁵ Department of Communications and the Arts, <https://www.communications.gov.au/policy/policy-listing/online-content-regulation>

⁸⁶ Office of the eSafety Commissioner,

<https://www.esafety.gov.au/complaints-and-reporting/offensive-and-illegal-content-complaints/the-action-we-take>

	M (Mature)		成人に近い判断力、見方ができることが必要。
法的規制のある映画及びコンピュータゲームの閲覧や利用	MA 15+ (Mature Accompanied)		15歳未満は保護者の同伴が必要。性表現や薬物使用など影響度が高いコンテンツを含む可能性がある。
	R 18+ (Restricted)		18歳以上限定。性表現や薬物使用など影響度が高いコンテンツを含む可能性がある。
法的規制のあるアダルト映画の閲覧	X 18+ (Restricted)		18歳以上限定。露骨な性交を含むアダルト映画。
	RC (Refused Classification)		国内での販売、入手、展示、輸入の禁止。

Australian Classification 掲載の資料を基に作成⁸⁷。

上記のレイティングスキームに基づいて、1992年放送サービス法の附則7が禁止コンテンツあるいは潜在的な禁止コンテンツと定義するのは、以下の通りである⁸⁸。

- ・ RC
- ・ X18+
- ・ R18+ (子供によるアクセスを防ぐアクセス制限システム (Restricted Access System) の対象となるものは除く。)
- ・ MA15+ (商業目的で提供されるなど特定条件に当てはまるもの。アクセス制限システムの対象となるものは除く。)

(3) 違法情報及び有害情報の現状

e セーフティー監督官事務所の年次報告書によると、2017/18年度に同事務所に寄せられた違法・有害コンテンツの通報数は12,283件で、2016/17年度から54%増加した。このうち同事務所が調査を行ったのが13,131件(1つの通報が複数の調査につながることもあるため)で、うち禁止コンテンツ及び潜在的な禁止コンテンツは10,229件だった。また、このうちの78%が児童・青少年の性的虐待に当てはまるものだった。

⁸⁷ Australian Classification, <http://www.classification.gov.au/Guidelines/Pages/Guidelines.aspx>

⁸⁸ Department of Communications and the Arts, <https://www.communications.gov.au/policy/policy-listing/online-content-regulation>

【eセーフティー監督官事務所が対応に当たった禁止コンテンツ及び潜在的な禁止コンテンツ数】

(2017/18年度)表A1-5

オンラインコンテンツのレイティング	オーストラリア内でホスティングされているコンテンツ	海外でホスティングされているコンテンツ(フィルタリング業者に通知)
MA15+	0	0
R18+	0	328
X18+	0	1347
RC1(a) (道徳規範や良識の基準に反するもの、及び極めて不快な忌まわしい内容のもの等)	0	501
RC1(b) (子供の不快な描写を含むもの)	0	8,043
RC1(c) (犯罪又は暴力の説明、誘因、助長するもの)	0	9
RC9A (テロ行為を助長する出版物、映画、コンピューターゲーム)	0	1
RC 1 - 出版物(露骨なヌード等)	0	0
RC 2 - 出版物(露骨な性行為等)	0	0
合計	0	10,229

出典: Australian Communications and Media Authority; Office of the Children's eSafety Commissioner Annual Reports 2017-18⁸⁹

eセーフティー監督官事務所が対応に当たった禁止コンテンツ及び潜在的な禁止コンテンツ10,229件全ては、海外でホスティングされているもので、オーストラリア国内でホスティングされているものは一つもなかった⁹⁰。

eセーフティー監督官事務所がコンテンツの削除を求めることができるのは、ホスティング先がオーストラリア国内にあるものに限定されている。ホスト先が海外の禁止コンテンツは認可されたフィルター供給業者に通知し当該コンテンツのフィルタリングを求めることになるが、オーストラリアではフィルタリングの利用は義務付けられていないため、こうしたコンテンツに対しては対応が行き届いていない。

eセーフティー監督官事務所が教育訓練省と共同で行った調査によると、青少年(12歳から17歳)の57%が「ネット上で現実の暴力を見て動揺した」、33%が「テロを奨励する動画や画像を目にした」と答

⁸⁹ <https://www.esafety.gov.au/about-the-office/corporate-reporting> からダウンロード可

⁹⁰ Australian Communications and Media Authority and Office of the eSafety Commissioner annual reports 2017-18

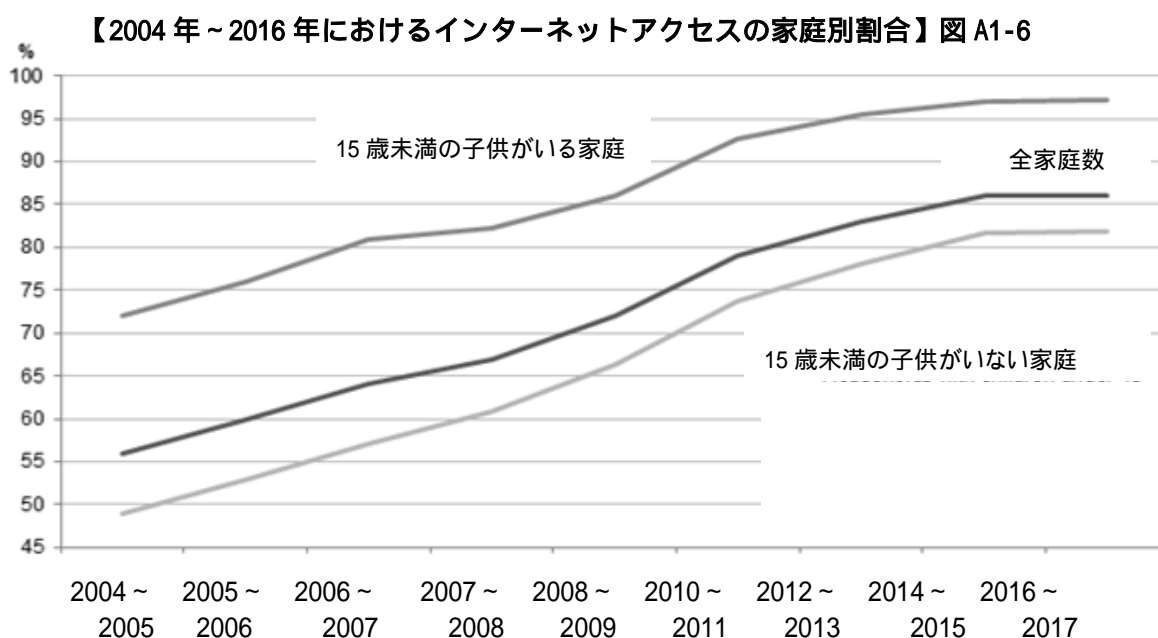
えている⁹¹。また、別の調査では、51%の青少年（大多数が男子）がポルノや違法コンテンツを閲覧したことがあると答える⁹²など、青少年による違法・有害情報へのアクセスが阻止しきれていない点を明らかにしている。

4. 青少年のインターネット（スマートフォン含む）利用数・利用率

（1）オーストラリア統計局データ

以下のデータは、オーストラリア統計局（Australian Bureau of Statistics）が2016/17年度のオーストラリアの家庭における情報技術の使用状況をまとめた統計に基づいている。

インターネットアクセスのある家庭の数は、2004年/05年より増加を続けてきたが、2014/15年度と2016/17年度は86%とその割合は一定に留まっている。2016/17年度では、15歳未満の子供がいる家庭のインターネットアクセスが97%だったのに対し、15歳未満の子供がいない家庭では82%だった。また、インターネットアクセスのある家庭は、主要都市で88%だったのに対し地方では77%だった。



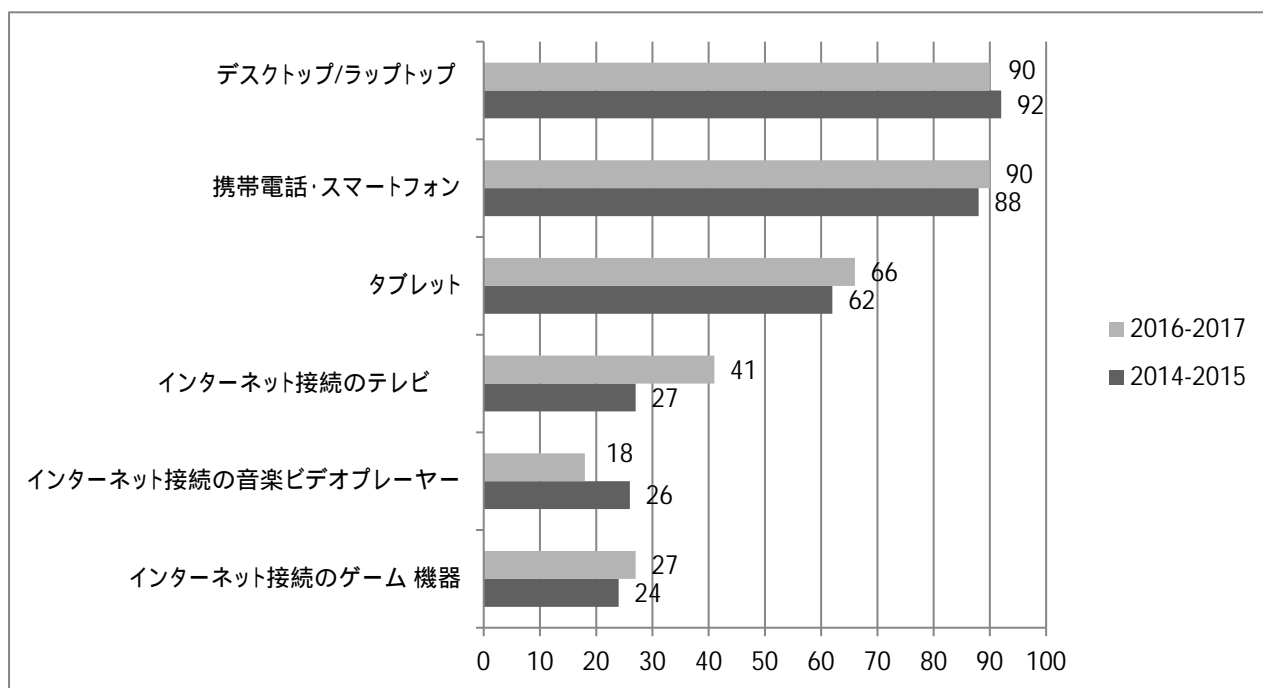
出典：オーストラリア統計局 2016/17年度

また、利用端末については、インターネットアクセスのある家庭の91%がコンピューターを利用しており、携帯電話やスマートフォンは全体の91%だった。次いで多かったのがタブレットで、インターネットアクセスのある家庭の66%に見られた。

⁹¹ Office of eSafety Commissioner, Research: Social Cohesion、<https://www.esafety.gov.au/about-the-office/research-library>

⁹² ABC News, Bullying, porn and gaming addiction: Survey of teen internet habits returns shocking results, <http://www.abc.net.au/news/2018-04-30/kids-online-activity-porn-bullying-addiction/9705390>

【家庭でのインターネット使用機器別の利用数の割合と変化（2014/15年・2016/17年）】図 A1-7

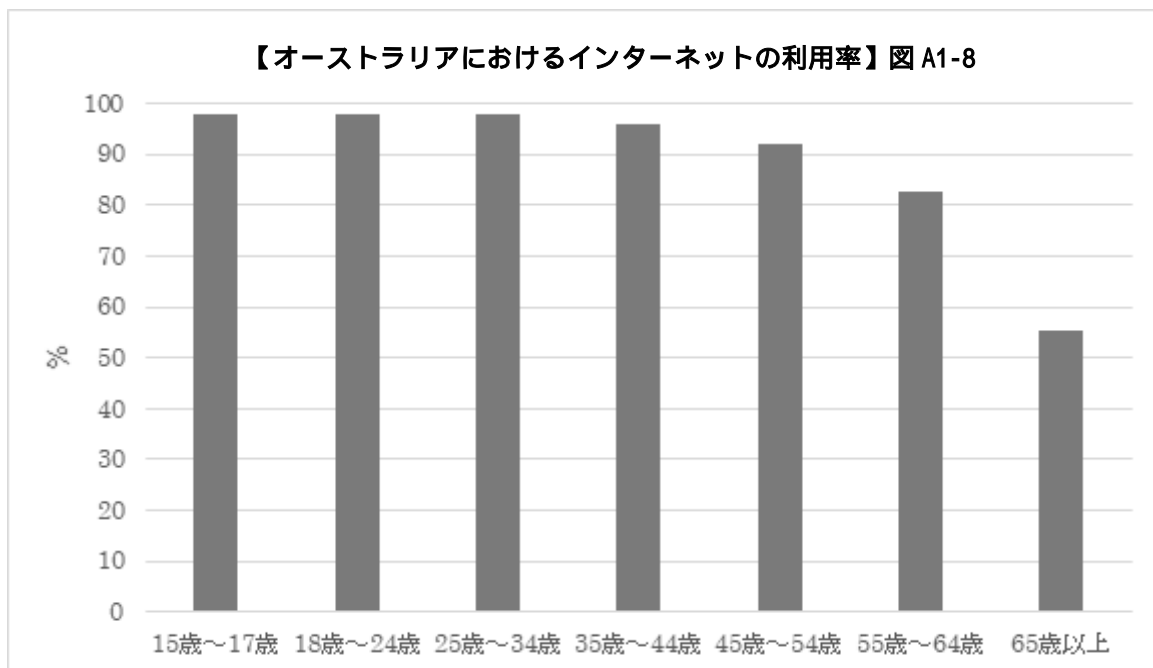


出典：オーストラリア統計局 2016/17年度

さらに、家庭でのインターネット利用に使われている機器の数も増加しており、2014/15年は平均 5.8 台だったのに対し 2016/17年は 6.2 台だった。そして、15 歳未満の子供を持つ家庭では平均端末数は 7.8 台、15 歳未満の子供を持たない家庭では 5.4 台だった。このほか、15 歳未満の児童を持つ家庭の 99% が携帯電話あるいはスマートフォンからインターネットにアクセスしていた。

オーストラリア人の 87% がインターネットを利用しており（過去 3 ヶ月間にインターネットにアクセスした 15 歳以上のオーストラリア人）、中でも 15 歳から 17 歳の青少年の利用率は 98% と最も高かった⁹³。

⁹³ Australian Bureau of Statistics, <http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/8146.0>

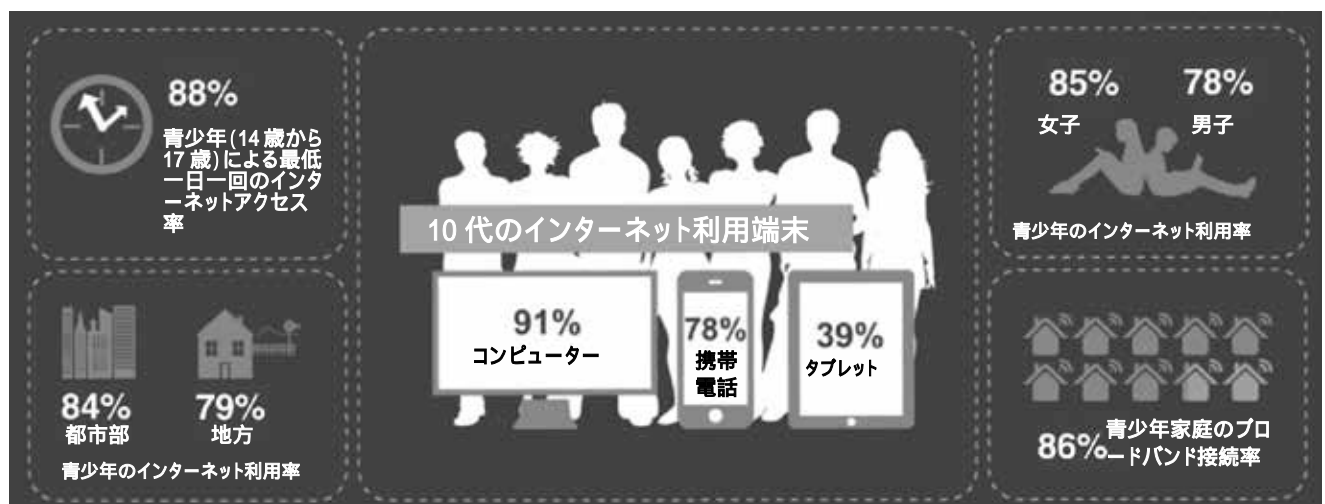


出典：オーストラリア統計局 2016/17 年度

(2) オーストラリア通信メディア庁と eセーフティー監督事務所による共同報告書

オーストラリア通信メディア庁と eセーフティー監督事務所はオーストラリアの青少年のインターネット利用状況をまとめた共同報告書『Aussie teens and kids online』を公表している。以下は、同報告書に基づいたデータであり、ここでの青少年は14歳から17歳を指す⁹⁴。

【オーストラリアの青少年のインターネット利用状況】 図 A1-9



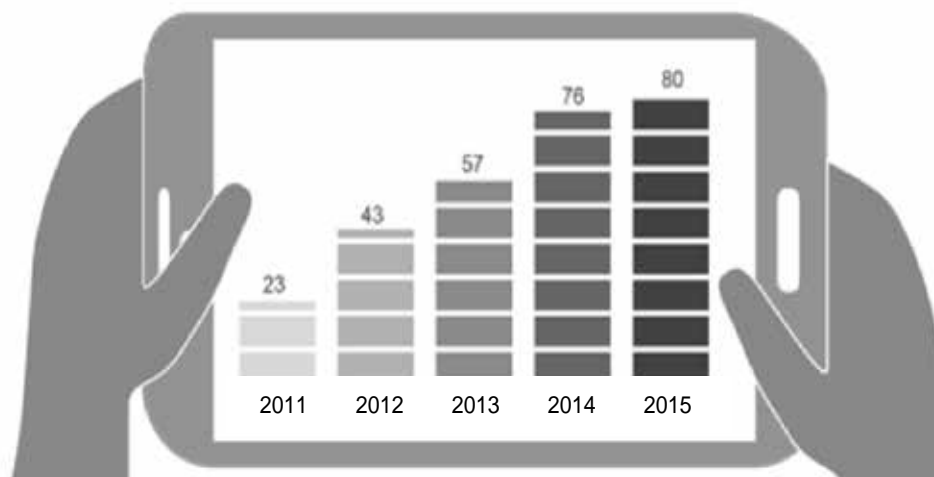
注：過去4週間にコンピューター、タブレット、携帯電話を介したインターネット利用。
出典：Roy Morgan Single Source

2015年の青少年のインターネット利用率は82%で、これは4年前の74%から上昇している。また、イ

⁹⁴ Office of the eSafety Commissioner, Aussie teens and kids online, <https://www.esafety.gov.au/about-the-office/research-library/aussie-teens-and-kids-online>

インターネット利用者数は女子が 85%、男子が 78%と女子の利用率が高く、地方に住む青少年よりも都市部の青少年にインターネット利用が多く見られた。こうしたインターネット利用率の増加にはスマートフォンの普及がその一端を担っており、青少年のスマートフォン利用者は 2011 年には 23%だったのが 2015 年には 80%と急増している。

【青少年のスマートフォン利用率の増加（%）】図 A1-10



出典: Roy Morgan Single Source

インターネットの利用場所としては、青少年の 98%が自宅でインターネットを利用しており、自宅でのインターネット利用率は 2011 年から変化していないが、自宅外でのインターネット利用が多様化してきている。自宅外の利用場所として多かったのは教育機関で、2011 年の 59%から 2015 年は 64%に上昇しており、これはオーストラリアの教育機関がデジタル学習に力を入れていることを反映しているものと思われる。このほか、利用率の最も大きな増加を見せたのが Wi-Fi ホットスポットで、2011 年が 17%だったのに対し 2015 年には 36%と 4 年間で倍増した。

【自宅外でのインターネット利用率（％）】図 A1-11



出典：Roy Morgan Single Source

青少年のインターネット利用時間は、2011年では一日に最低1回インターネットにアクセスする青少年の割合が64%だったのに対し、2015年には一日に最低3回インターネットにアクセスする青少年の割合は83%となっており、利用時間が大幅に増加しているのが分かる。ここもまたスマートフォンの普及が最大要因であると考えられる。

青少年のインターネット利用目的は多岐にわたり、エンターテインメントを目的として利用が目立つ、特に動画や音楽をストリーミングする青少年の数が大幅に増加している。例えばYouTubeなどのサイトで動画をストリーミングした青少年の割合は2011年の34%に対し、2015年には64%と倍近い伸びを見せた。

(3) オーストラリア心理学会による報告書

このほか、青少年のソーシャルネットワーキングサービス（SNS）利用状況に関しては、オーストラリア心理学会（Australian Psychological Society）が調査結果をまとめており、2017年に『Digital Me』と題した報告書を発表している。これによると、オーストラリアの青少年（14歳から17歳）は一日平均3.3時間をSNSに費やしており、SNSサイトへのログイン数は一日に5回から9回ほどだったが、中にはお気に入りのサイトに一日50回アクセスすると答えた青少年も見られた。人気のSNSサイト上位5位は、上からFacebook、YouTube、Instagram、Snapchat、Twitterだった⁹⁵。

5. 青少年のインターネット利用に伴う青少年の生活等への影響とそれに関する捉え方

スマートフォンの普及に伴い青少年の間でインターネット利用時間は増加しており、携帯電話を使ったSNSの使用頻度の増加など、青少年の携帯電話依存が高まっている。オーストラリア心理学会が青少年（14歳から17歳）と成人のSNS利用状況を調査した報告書『Digital Me』によると、青少年の78.8%が「特

⁹⁵ Australian Psychological Society, Digital Me, <http://compassforlife.org.au/wp/wp-content/uploads/2017/112017-APS-Digital-Me-survey-report.pdf>

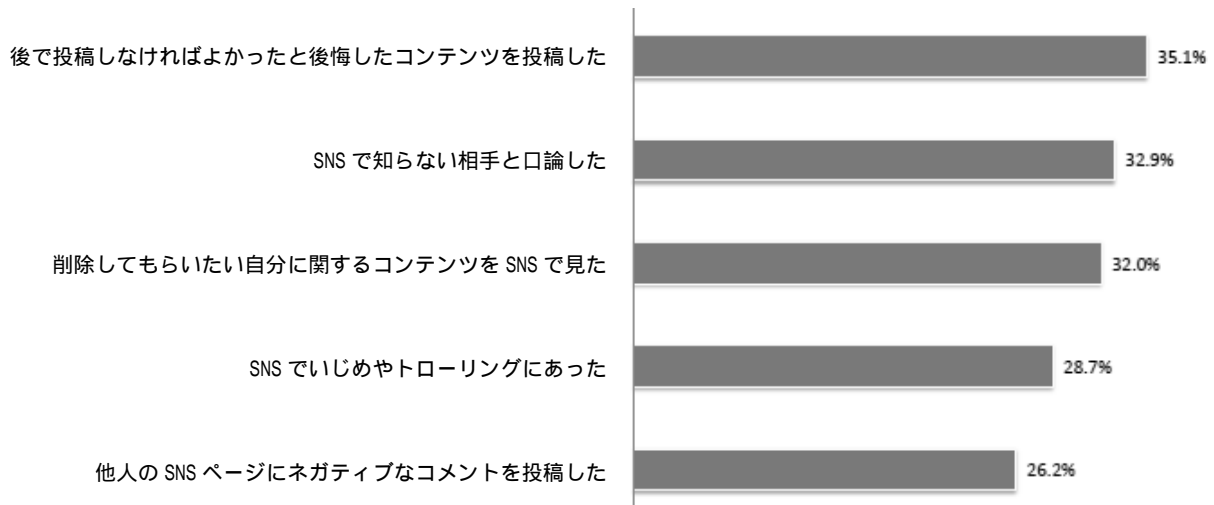
に目的もなしに携帯電話を使う」、「携帯電話の使用頻度を減らすことができない」と答えるなど、携帯電話に大きく依存していることが見て取れる。また、SNS の使用に関しては、青少年は1日平均 3.3 時間 SNS に費やしており、60.3%が就寝 15 分前に SNS にログインしている⁹⁶。

こうした SNS をはじめとする青少年間のインターネット及び携帯電話依存が引き起こしている問題を以下にまとめた。

(1) ネットいじめ

『Digital Me』によると、四分の一以上の青少年（14 歳から 17 歳）が SNS 上でネットいじめまたはトローリングを経験したと答えている。

【時々 / 頻繁 / 常時と答えた青少年の割合】図 A1-12



出典：オーストラリア心理学会『Digital Me』⁹⁷

e セーフティー監督官事務所の調査では 19%の青少年が過去 1 年間にネットいじめを経験したと答えている⁹⁸。また、同事務所は、年次報告書でネットいじめに関する以下の図のような統計を発表している。

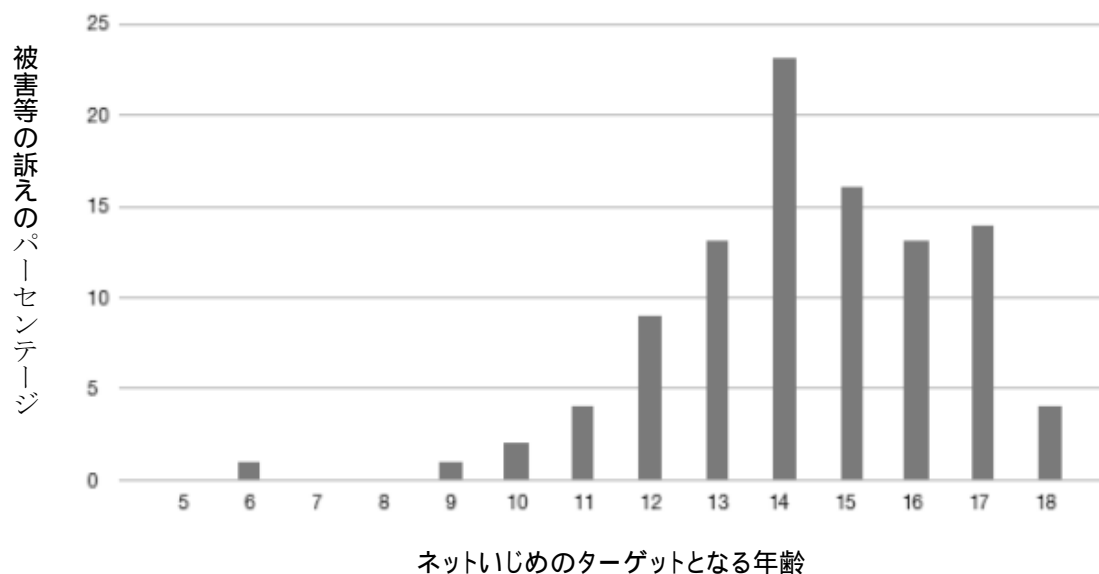
同事務所の苦情申立て制度を通じて寄せられたネットいじめの件数は、2017 年 7 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日までの 1 年間で 409 件に上り、前年同期比 34%増だった。中でもネットいじめの主な被害者は 13 歳から 17 歳の青少年に多く見られ、通報の約 79%を占めた。また、被害者は男子よりも女子に多く見られた。

⁹⁶ Australian Psychological Society, Digital Me, <http://compassforlife.org.au/wp/wp-content/uploads/2017/112017-APS-Digital-Me-survey-report.pdf>

⁹⁷ Australian Psychological Society, Digital Me, <http://compassforlife.org.au/wp/wp-content/uploads/2017/112017-APS-Digital-Me-survey-report.pdf>

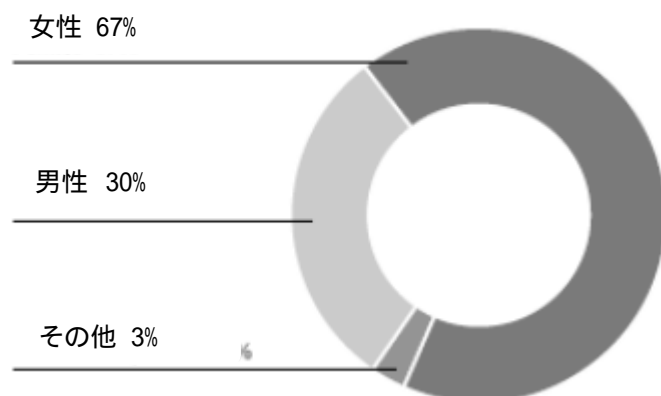
⁹⁸ Office of the eSafety Commissioner, Research insights: Teens, kids and digital dangers, <https://www.esafety.gov.au/about-the-office/research-library>

【2017～2018年に苦情が寄せられたネットいじめの被害者の年齢別割合】図 A1-13



出典: Australian Communications and Media Authority; Office of the Children's eSafety Commissioner Annual Reports 2017-18⁹⁹

【2017～2018年に苦情が寄せられたネットいじめの被害者の性別割合】図 A1-14

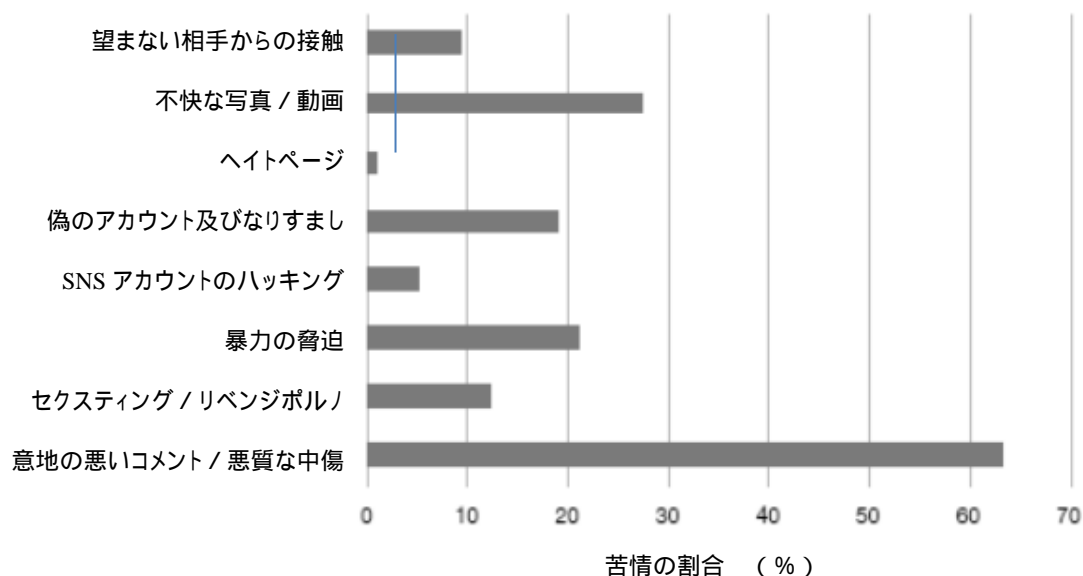


出典: Australian Communications and Media Authority; Office of the Children's eSafety Commissioner Annual Reports 2017-18

さらに、苦情が寄せられたネットいじめの内容は、以下のカテゴリーに分類される。(ネットいじめの内容は複数カテゴリーに当てはまる事例もあるため、割合の合計は必ずしも100%とはならない。)

⁹⁹ <https://www.esafety.gov.au/about-the-office/corporate-reporting> からダウンロード可

【2017～2018年に苦情が寄せられたネットいじめの内容】図 A1-15



出典: Australian Communications and Media Authority; Office of the Children's eSafety Commissioner Annual Reports 2017-18

(2) ゲーム依存

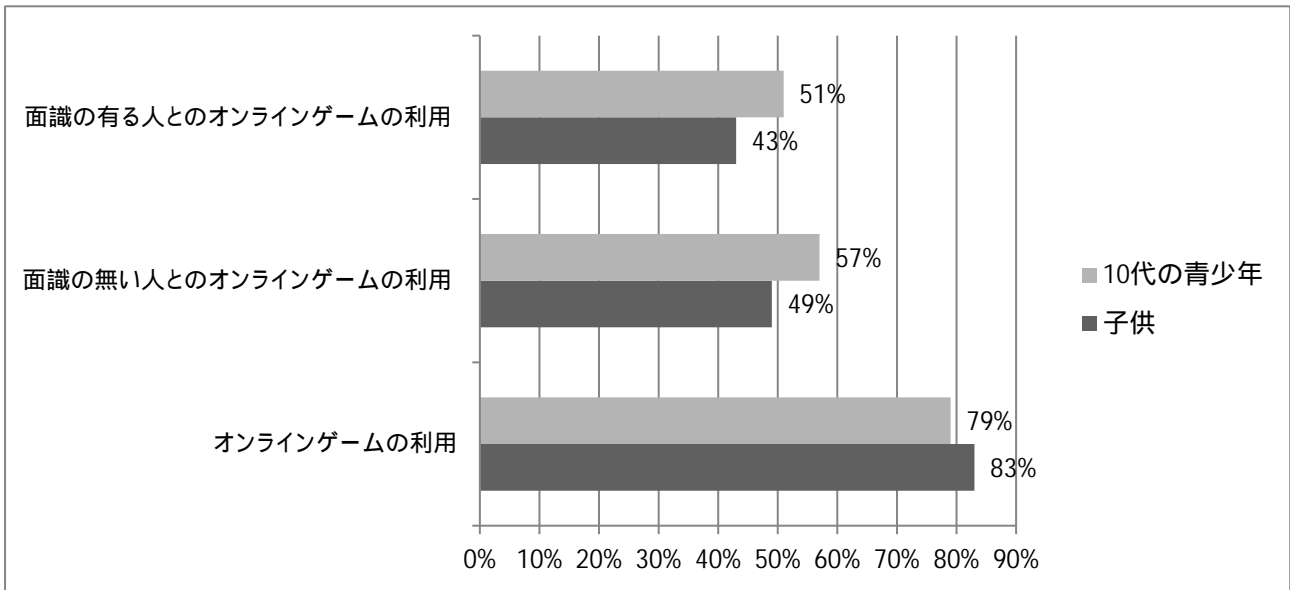
メディアで取り沙汰されている問題の一つに、特に男子を中心としたオンラインゲーミング依存がある。近年 Fortnite と呼ばれるオンラインゲームへの依存が深刻化しており、キャラクターの道具やコスチュームを買うのに親のクレジットカードを盗む、夜中親が寝静まった時間に起きてゲームをする、授業中に教師から隠れてゲームをする、学校の成績が急激に下がるなどの問題を引き起こしているばかりか、親がゲームを禁止しようとするとうつ病のように泣き叫んで癇癪を起すなど、保護者の間ではこの問題にどう対処してよいのか戸惑いの声が上がっている¹⁰⁰。

e セーフティー監督官事務所は青少年のオンラインゲームの利用状況に関して以下のような調査結果を発表している¹⁰¹。

¹⁰⁰ The Sydney Morning Herald, Parents are losing their sons to Fortnite, the hottest game in the world, <https://www.smh.com.au/lifestyle/life-and-relationships/parents-are-losing-their-sons-to-fortnite-the-hottest-game-in-the-world-20180607-p4zjzm.html>

¹⁰¹ Office of the eSafety Commissioner, State of Play-Youth and Online Gaming in Australia, <https://www.esafety.gov.au/about-the-office/research-library> からダウンロード可

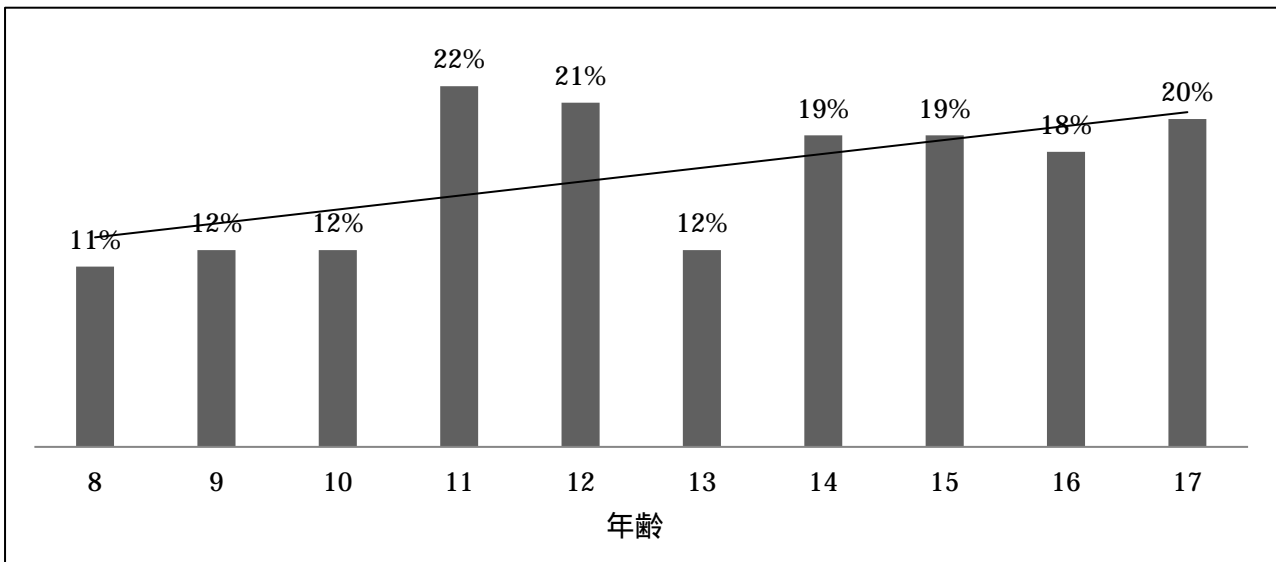
【子供（8歳～13歳）と10代の青少年（14歳～17歳）のオンラインゲーム利用状況】図 A1-16



出典：Office of the eSafety Commissioner, State of Play-Youth and Online Gaming in Australia, <https://www.esafety.gov.au/about-the-office/research-library>

同調査によると、青少年の10人に6人がマルチプレイヤーによるオンラインゲームを利用しており、上記の表が示すように青少年の多くが面識のない他人とインターネット上でゲームを利用している。また、青少年の17%がマルチプレイヤーによるオンラインゲームを介したネットいじめを経験したと答えている。年齢別の統計は以下となっている。

【マルチプレイヤーによるオンラインゲームを介したいじめの経験の割合】図 A1-17



出典：Office of the eSafety Commissioner, State of Play-Youth and Online Gaming in Australia, <https://www.esafety.gov.au/about-the-office/research-library>

さらに、eセーフティ監督官事務所は、オンラインゲームが引き起こす問題はゲーム依存のみならず、

ウェブカメラやプライベートメッセージ、オンラインチャットなどを介して犯罪者が接触してくる危険性、ゲームを介したいじめや嫌がらせ、ギャンブル、アプリ内課金やゲーム内課金、ウイルスやセキュリティの脆弱性などの付随する危険性を挙げている¹⁰²。

(3) セクスティング

女子の間で多く見られるのがトップレスセルフイーの問題で、これはトップレスなど自分のセミヌード/ヌード写真をスマートフォンで撮影し相手に送るセクスティングである。最近この問題はティーンエイジャーの間だけでなく、小学生の間にも見られるようになってきており、スマートフォンを持つ子供の年齢層が若くなっていることに起因している¹⁰³。

(4) ポルノ

青少年によるネット上でのポルノの閲覧については、ポルノから誤った性教育を受ける、ボディイメーჯと自尊心を傷つける、女性をセックスの対象として見るようになる、性犯罪を引き起こす可能性があるなど青少年への悪影響が問題視されている¹⁰⁴。

インターネット、さらにはスマートフォンの普及により、青少年が意図的にポルノを閲覧または偶発的にポルノに遭遇する可能性がますます高まってきている。また、クレジットカード払いや年齢確認を必要としないポルノサイトも増加しており、これらのサイトは青少年の閲覧が容易である。青少年は、ブラウザのポップアップや無害なネット検索、大人がポルノサイトを開きっぱなしにするなどが原因でポルノに遭遇することもあれば、関連用語の検索結果を通じてポルノを知る、また友人、年上の兄弟等からポルノを見せられる、など様々な形でポルノを知ることになる¹⁰⁵。

2015年、オーストラリア上院は環境通信参考委員会(Environment and Communications References Committee)に対し「インターネット上のポルノ閲覧がオーストラリアの青少年にもたらす危害(Harm being done to Australian children through access to pornography on the Internet)」について調査を委託した。同委員会は、翌年2016年にその報告書をまとめている。この報告書は、オーストラリアの青少年の多くがインターネット上でポルノを閲覧していることを示す複数の調査結果を紹介している。ある調査では、9歳から16歳の青少年の28%がネット上で性的コンテンツを見たことがあり、15歳から16歳の青少年では73%に上った。別の調査では、13歳から16歳の青少年の93%の男子と62%の女子がネット上でポルノを見たことがあるとしている¹⁰⁶。

¹⁰² Office of the eSafety Commissioner,

<https://www.esafety.gov.au/education-resources/iparent/staying-safe/online-gaming/what-are-the-risks>

¹⁰³ ABC News, The social media problems gripping our girls,

<http://www.abc.net.au/news/2017-03-18/social-media-problems-gripping-girls/8356008>

News.com.au, Children as young as 10 years old are sending sexually-explicit images to friends,

<https://www.news.com.au/lifestyle/parenting/children-as-young-as-10-years-old-are-sending-sexually-explicit-images-to-friends/news-story/6723b343c7566ae77a060425543c49d7>

¹⁰⁴ The Sydney Morning Herald, Government has no plans for ISP filters to block internet pornography,

<https://www.smh.com.au/politics/federal/government-has-no-plans-for-isp-filters-to-block-internet-pornography-20170421-gvpcsr.html>

¹⁰⁵ Collective Shout, Harm being done to Australian children through access to pornography on the Internet, Submission 288

¹⁰⁶ Environment and Communications References Committee, Harm being done to Australian children through access to pornography on the Internet,

https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/Senate/Environment_and_Communications/Onlineaccesstoporn45/Report からダウンロード可

(5) SNS 依存

SNS やインターネットが摂食障害や心の病の原因になっていることなども青少年の生活への影響として挙げられるほか、より日常的な問題として SNS 依存による睡眠時間の減少や睡眠妨害、それに伴う学習能力の低下や食習慣の悪化なども指摘されている¹⁰⁷。

こうした問題がある一方で、SNS をはじめとするインターネット利用が青少年の生活にプラスとなっているという意見も多く存在する。例えば、青少年にとって SNS などのオンラインコミュニケーションは社会との接点を提供する重要なツールであり、青少年の約半分が困難に直面した際にインターネットを介して助けを求めている。また、SNS は親、家族や親戚、友人とのコミュニケーションの維持と促進に大きな役割を果たしている¹⁰⁸。

このように、青少年のインターネット利用には危険が多く伴うもののその影響は必ずしもネガティブなものではなく、得られる利益も大きいというのがオーストラリア社会全体の考え方だと言える。

6. インターネット上のウェブサイトを利用した青少年買春などの犯罪の主たる事例とその数

(1) 青少年の斡旋及びグルーミング

オーストラリアでは、性行為を目的としインターネットを利用した青少年の斡旋及びグルーミングが問題視されている。2007 年のカーリー・ライアン事件は、最も有名な事例の一つである。当時 15 歳だったカーリーが、ネット上で出会った年齢と身分を偽る 50 歳の男に殺害された事件である。また、最近では、2017 年にシドニー在住の 16 歳の少女が、Snapchat で知り合ったアメリカ人男性に会うために親に内緒でアメリカに渡航し、アメリカ滞在中に性行為に及んだ事件もメディアで大きく取り沙汰された¹⁰⁹。

以下は、ビクトリア州とニューサウスウェールズ州における青少年の斡旋及びグルーミング事例数をまとめたものである。この両州は、オーストラリア全人口のおよそ 6 割を占める。なお、以下の統計は、オンラインに限らずオフラインのものも含まれる。

¹⁰⁷ Teens' sleep impacted by electronic media use、<https://www.adelaide.edu.au/news/news67642.html>

¹⁰⁸ Commissioner for Children and Young People, Western Australia, Social media and the wellbeing of children and young people: A literature review, http://www.uws.edu.au/__data/assets/pdf_file/0019/930502/Social_media_and_children_and_young_people.pdf

¹⁰⁹ ABC News, 'Snapchat grooming: New York man allegedly lures 16 yo Sydney girl to America for sex', <https://www.abc.net.au/news/2017-05-19/snapchat-grooming-lures-16yo-sydney-girl-to-america-for-sex/8542686>
The Sydney Morning Herald, 'Child predator who lured Sydney teenager to US sentenced to 35 years in jail', <https://www.smh.com.au/national/nsw/child-predator-who-lured-sydney-teenager-to-us-sentenced-to-35-years-in-jail-20180923-p505gn.html>

ビクトリア州

【ビクトリア州におけるグルーミング違反の事例数】表 A1-18

法令	違反内容	2013/4～ 2014/3	2014/4～ 2015/3	2015/4～ 2016/3	2016/4～ 2017/3	2017/4～ 2018/3
Crimes Act 1958 s49B*	性的行為を目的とした 16 歳未満の 青少年のグルーミング	0	19	72	124	89
Crimes Act 1958 s49M*	性的行為を目的とした 16 歳未満の 青少年のグルーミング	0	0	0	0	71
CRIMCODE.474. 27.1*	通信サービスを使用した 16 歳未満 の青少年のグルーミング	57	54	97	88	89

*ビクトリア州刑法第 49B 条 (Section 49B of the Crimes Act 1958)の施行期間は 2014 年 4 月 9 日から
2017 年 6 月 30 日。

*ビクトリア州刑法第 49M 条は上記 49B 条に取って代わり 2017 年 7 月 1 日より施行。

*Crime Code 474.27.11995 年連邦刑法典第 474.27 条

出典: The Crime Statistics Agency Victoria

【ビクトリア州におけるグルーミング違反者の年齢】表 A1-19

違反者の年齢区分	2013/4～2014/3	2014/4～2015/3	2015/4～2016/3	2016/4～2017/3	2017/4～2018/3
10 - 17 歳	0	0	0	0	≤ 3
18 歳以上	33	41	77	95	111
合計*	33	41	77	97	116

出典: The Crime Statistics Agency Victoria

【ビクトリア州におけるグルーミング被害者の年齢】表 A1-20

被害者の年齢区分	2013/4～2014/3	2014/4～2015/3	2015/4～2016/3	2016/4～2017/3	2017/4～2018/3
00 - 17 歳	≤ 3	17	68	105	141
18 歳以上	≤ 3	0	0	≤ 3	≤ 3
合計*	5	20	75	115	155

*合計数値には年齢不特定のものも含まれる。

*≤ 3: 機密保持のため、1～3 件の事例数に関しては左記のように表記。

出典: The Crime Statistics Agency Victoria

ニューサウスウェールズ州

【ニューサウスウェールズ州警察が記録した斡旋/グルーミング違反の事例数】表 A1-21

年度別事例数	2013/4～2014/3	2014/4～2015/3	2015/4～2016/3	2016/4～2017/3	2017/4～2018/3
斡旋/グルーミングの事例数	344	302	341	378	399

出典：NSW Bureau of Crime Statistics and Research

【ニューサウスウェールズ州警察により斡旋/グルーミング違反で裁判所等に起訴された容疑者の数】

表 A1-22

被告人の年齢	2013/4～2014/3	2014/4～2015/3	2015/4～2016/3	2016/4～2017/3	2017/4～2018/3
18歳未満	3	3	3	4	7
成人	55	92	82	90	75
合計	58	95	85	94	82

出典：NSW Bureau of Crime Statistics and Research

【ニューサウスウェールズ州警察が記録した斡旋/グルーミングの被害者の年齢】表 A1-23

被害者の年齢区分	2013/4～2014/3	2014/4～2015/3	2015/4～2016/3	2016/4～2017/3	2017/4～2018/3
18歳未満	334	310	312	372	408
成人	8	8	10	10	4
行方不明/不明	28	33	49	40	36
合計	370	351	371	422	448

出典：NSW Bureau of Crime Statistics and Research

(2) 青少年による自作ポルノ

この他に問題視されているのがネット上のウェブサイトを介した青少年ポルノの増加である。中でも青少年自身がセクシーなポーズを取っている様子や性器部を動画に映すなど、青少年自身が相手に強要され

るあるいは悪用されると知らず自作している青少年ポルノが急増している¹¹⁰。ある事例では、10歳の女子がウェブカメラを通じて相手から自分の体を触るよう指示され、その様子が、小児愛者がよく使うとされるフォーラムにアップロードされた¹¹¹。

2016年には、「イエロー (Yellow)」(2017年に「Yubo」と改名)と呼ばれる新しいアプリがオーストラリアでリリースされ、このアプリを通じたグルーミングが問題視されている。同アプリは「ティーンエージャー向けのTinder」と呼ばれるなど、出会い系アプリTinderと類似の機能を有し、友達になりたい人物のプロフィールを右スワイプして友達になることができるというものである。利用規約上は、13歳から17歳の未成年が利用するためには保護者の許可が必要だが¹¹²、年齢確認は自己申告すれば良いため未成年でも事実上年齢制限を回避して簡単に使用することができる。同アプリのリリース以来、未成年等がヌード写真を送るよう強要され、性的な会話に誘導されるなどの報告がなされているほか、複数のグルーミング事件が警察に通報されており、未成年が性犯罪者の標的にされやすいアプリとして教育者や保護者、ネット安全の専門家の中で懸念の声が上がっている¹¹³。

(3) セク스팅

オーストラリアでは、セク스팅自体はそれが同意する成人の間で行われた場合、合法であるが、未成年者が関わった場合、青少年ポルノや青少年虐待の文書の製作・保持として連邦法違反となる。オーストラリアの連邦法では、未成年(18歳未満)のヌード画像や性的ニュアンスのある画像の送受信はわいせつ行為または青少年ポルノに分類される¹¹⁴。

2017年、南オーストラリア州で16歳の少年が青少年ポルノ制作・保持で起訴されたという事件があった。少年は自身の性器の写真を撮りそれを彼女に送信したが、二人の関係が破綻した後に彼女がその写真をSNSに投稿した。少年は裁判官の裁量で有罪を免れ、また彼女は裁判の代わりに家族、警察官、そして関係者を交えたファミリーカンフェレンスへの参加が求められた¹¹⁵。

クイーンズランド州では、2016年6月30日までの10年間で、同州警察が関わった青少年虐待や青少年ポルノの制作・保持の加害者は3,035人に上り、うち1498人が17歳未満の青少年によるものだった。このうち裁判となったのが28件、残りの1470件は裁判を免れ大多数が警察から警告処分を受けるに留まっている。裁判を免れた加害者の大半がセク스팅を介した違反に関わっており、その内訳は、保持が

¹¹⁰ ABC News, Alarming rise in 'self-produced child abuse material' sparks online safety warnings, <http://www.abc.net.au/news/2017-09-12/self-generated-child-abuse-material-on-the-increase/8895634>

¹¹¹ ABC News, How to protect your children from predators in the apps they use online, <http://www.abc.net.au/news/2017-09-12/how-to-protect-your-children-from-predators-online/8893876>

¹¹² <https://yubo.live/terms> 等

¹¹³ news.com.au, Kids hounded for nude pictures on Yellow app, known as 'teen Tinder', https://www.news.com.au/technology/online/social/kids-hounded-for-nude-pictures-on-yellow-app-known-as-teen-tinder/news-story/c7e8e649bc344ad75d83b5bd4e6447a4?from=public_rss

News.com.au, Australian children targeted by sexual predators on new app yellow, <https://www.news.com.au/lifestyle/parenting/teens/australian-children-targeted-by-sexual-predators-on-new-app-yellow/news-story/e79fc5a502e62e7f4c5bde2cbd9315c1>

Wangle Family Insites, Yellow App Review, The Dangerous New Tinder For Teenagers?, <https://wanglefamilyinsites.com/advice/yellow-app-parent-review/>

¹¹⁴ Wangle Family Insites, Sexting Laws Australia 2018 I What You Need To Know, <https://wanglefamilyinsites.com/advice/sexting-laws-australia/>

¹¹⁵ ABC News, Sexting creating legal minefield for teenagers and the Australian courts system, <http://www.abc.net.au/news/2017-11-18/why-sexting-is-creating-a-legal-minefield-in-our-courts/9162826>

45.4%、配布が34.4%、制作が29.7%だった。違反者の平均年齢は14.8歳で最年少は10歳だった¹¹⁶。

また、NSW州では2010年1月から2014年9月までの間に21歳未満の青少年が関わったセクスティングの起訴件数は120件に上ったと報告されている¹¹⁷。

ビクトリア州では、2014年に犯罪法及び軽犯罪法が改正されセクスティングに関する新たな法律が成立している。1966年若年犯罪法に第41DA条¹¹⁸及び41DB条¹¹⁹の追加により、成人が相手の親密な画像の意図的な配布、あるいは配布を脅迫した場合は犯罪として取り扱われることとなった。また、1958年犯罪法に第70AAA条¹²⁰が追加されたことで、18歳未満の青少年同士が互いに同意の上でセクスティングした場合、未成年ポルノ違反の罪に問われず、性犯罪者として扱われることはないとされた¹²¹。

【ビクトリア州におけるセクスティング関連の事例数】表 A1-24
2014年11月から2018年7月に申立てられた事例数

違反内容	年齢区分	2014/11 ~ 2015/7	2015/6 ~ 2016/7	2016/6 ~ 2017/7	2017/6 ~ 2018/7
相手の親密な画像の意図的な配布	10-17 歳	5	43	68	50
	18-24 歳	6	16	28	26
	25 歳以上	5	31	50	52
	合計*	16	92	147	130
相手の親密な画像配布の脅迫	10-17 歳	0	7	10	11
	18-24 歳	0	6	15	24
	25 歳以上	0	23	32	41
	合計	0	36	57	76

*合計数値には、年齢不特定のものも含まれる。
出典：The Crime Statistics Agency Victoria

¹¹⁶ Queensland Sentencing Advisory Council, Sentencing Spotlight on Child Exploitation Material Offences, https://www.sentencingcouncil.qld.gov.au/__data/assets/pdf_file/0010/519535/Sentencing-Spotlight-on-child-exploitation-offences.pdf

¹¹⁷ The Sydney Morning Herald, Fifty per cent of teens sext by mobile phone, <https://www.smh.com.au/technology/fifty-per-cent-of-teens-sext-by-mobile-phone-20150731-giot3z.html>

¹¹⁸ http://classic.austlii.edu.au/au/legis/vic/consol_act/soa1966189/s41da.html

¹¹⁹ http://classic.austlii.edu.au/au/legis/vic/consol_act/soa1966189/s41db.html

¹²⁰ [http://www.legislation.vic.gov.au/domino/Web_Notes/LDMS/LTObject_Store/ltobjst10.nsf/DDE300B846EED9C7CA257616000A3571/E2F134EA85DADFCBCA2580F40014DC00/\\$FILE/58-6231aa269A%20authorised.pdf](http://www.legislation.vic.gov.au/domino/Web_Notes/LDMS/LTObject_Store/ltobjst10.nsf/DDE300B846EED9C7CA257616000A3571/E2F134EA85DADFCBCA2580F40014DC00/$FILE/58-6231aa269A%20authorised.pdf)

¹²¹ ABC News, New sexting laws to exempt young people from child pornography charges, <http://www.abc.net.au/news/2014-08-21/australian-first-sexting-laws-to-be-introduced-in-victoria/5686166>

Civil Liberties Australia, 'Victoria passes 'sexting' laws ...', <https://www.cla.asn.au/News/victoria-passes-sexting-laws/>

【ビクトリア州における 2014 年 11 月から 2018 年 7 月までの被害報告数】表 A1-25

違反内容	年齢区分	2014/11 ~ 2015/7	2015/6 ~ 2016/7	2016/6 ~ 2017/7	2017/6 ~ 2018/7
相手の親密な画像の意図的な配布	10-17 歳	0	6	35	83
	18-24 歳	≤ 3	≤ 3	16	42
	25 歳以上	0	≤ 3	11	67
	合計*	≤ 3	10	67	198
相手の親密な画像配布の脅迫	10-17 歳	0	16	31	27
	18-24 歳	0	13	17	39
	25 歳以上	0	14	27	40
	合計	0	45	77	110

*合計数値には、年齢不特定のものも含まれる。
出典：The Crime Statistics Agency Victoria

7. 青少年のインターネット利用の際のフィルタリング・他の防御システムの種類と実態

(1) フィルタリング等の導入の背景

2007 年、当時のハワード自由党政権がオーストラリアの家庭にペアレンタルコントロールとインターネットフィルターを無料で提供する NetAlert 政策を開始した。しかし、その利用率はわずか 2%程に留まり、同政策はオーストラリアの家庭にあまり浸透せず、2009 年にラッド労働党政権が同政策の廃止を発表、代わりに強制ウェブフィルタリングシステムを導入する政策提案がなされた。

このシステムは、RC レイティングに分類されるものを強制フィルタリングシステムの対象とし、インターネットサービスプロバイダー（ISP）に対してそれらコンテンツのブロックを求めるというものであったが、産業界から十分な賛同が得られなかったことやその他反対意見の多さにより実現にはいたらなかった。

しかしながら、オーストラリアの 2 大プロバイダーであるテルストラ（Telstra）とオプタス（Optus）は、オーストラリア通信メディア庁が青少年虐待サイトに指定したウェブサイトや Interpol が「最も最悪な（worst of the worst）リスト」に指定した青少年虐待に関するウェブサイトのブロックを 2011 年より開始している¹²²。

このように、オーストラリアではフィルタリングの使用は ISP 及びユーザーに法律上の義務は存在していない。しかしながら、民間の取組として、オーストラリアの通信産業を代表するコミュニケーションズ・アライアンスの定める「インターネット業界規範」により、オーストラリアの ISP に対して「家庭向けフ

¹²² News.com.au, Telstra, Optus to start censoring the web next month, <https://www.news.com.au/technology/online/telstra-optus-to-begin-censoring-web-next-month/news-story/19a6f94808c58e7507cf9da0737f7556#ixzz1Q1W8lmsl>

フィルター (Family Friendly Filters)」と呼ばれる家庭向けのフィルタリングの提供を義務付けており、ユーザーは回線契約時に ISP が提供するフィルタリングサービスに加入できるようになっている¹²³。

(2) 家庭用フィルターの利用率

現在のところ、オーストラリアの保護者によるフィルタリングソフトウェアやペアレンタルコントロールの利用率に関する詳しい統計は明らかになっていない。

2016 年に、e セーフティー監督官事務所が保護者による子供のオンライン活動の管理状況をまとめた『Parenting Online』インフォグラフィック (情報やデータを視覚的に表現したもの) によると、96%の保護者が子供のオンライン上の安全を守るために何らかの対策を講じていると答えているものの、フィルタリングの使用率はわずか 17%に留まっている¹²⁴。詳細は、後記 10.(1)で触れる。

【ペアレンティング オンライン(抜粋)】 図 A1-26



出典: e セーフティー監督官事務所、『Parenting Online』2016 年

また、金融調査会社 Canstar Blue は 16 歳未満の子供を持つ親 600 人を対象とした調査結果を以下の通り発表した¹²⁵

¹²³ Communications Alliance, Internet Industry Codes of Practice, http://www.commsalliance.com.au/__data/assets/pdf_file/0003/44607/Internet-Industrys-Code-of-Practice-Internet-and-mobile-content-ContentCodes10_4.pdf

¹²⁴ Office of eSafety Commissioner, <https://www.esafety.gov.au/education-resources/iparent/parenting-online-infographic>

¹²⁵ Canstar Blue, <https://www.canstarblue.com.au/internet/should-you-monitor-your-child-online/>

【16歳未満の子供を持つ親 600人対象の調査結果】表 A1-27

質問事項	回答	回答別%
子供のインターネット利用を監督しているか	「ネットナニー(Net Nanny*)などのセキュリティソフトウェアを使っている」	11%
	「子供がインターネットを利用する際には一緒に座って様子を見ている」	31%
	「不適切なサイトにアクセスしないと子供を信頼しているので、監督していない」	40%
	「子供のインターネット使用を制限する必要はないと考えているため、監督はしない」	18%

*Net Nanny はペアレンタルコントロールとウェブフィルタリングを提供するソフトウェア。

出典：金融調査会社 Canstar Blue

8. 青少年のインターネット利用に関する教育機関としての取組と主たる実態

(1) 背景

オーストラリアでは教育は州の管轄となっており、各州の教育省がその管理運営を行っている。初等中等教育について言えば、学校教育の体系、カリキュラムの実施、学生の評価や認定などは州の教育省が独自で決定しているが、各州に共通点は多い。また、カリキュラムは国が定める統一された「オーストラリアカリキュラム」に則ったものとなっている。国レベルでは、教育訓練省 (Department of Education and Training) が就学前から高等教育・職業教育に至るまでの教育政策の策定を行っており、学校教育に関して言えば、資金援助の他に各州と協調を図ることで国全体に一貫した学校教育制度を提供することを目標としている¹²⁶。

(2) 連邦政府の取組

国レベルでは、教育訓練省が安全な学校環境の創出・維持を目的に学生、教育者、保護者に情報を提供するサイト「Student Wellbeing Hub」の中でサイバーセーフティーについて情報を提供している。また、連邦政府及び州政府教育大臣会議 (Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs, MCEETYA) は、安全で協力的な学校環境を作り上げるためのガイドライン「National Safe Schools Framework」を定めている。同ガイドラインは、2003年に策定された枠組みを改訂し2010年に発行されたもので、「サイバーセーフティーを促進し、嫌がらせや攻撃的な態度、暴力やいじめに反撃するためのスキルと理解を指導する」、「サイバーセーフティーに関わる問題等に対処する上での法制度と協調する」など、近年浮き彫りになってきた新たな課題を盛り込んでいる¹²⁷。

(3) ネットいじめ等に対する取組

国レベルの取組としては、安全で協力的な学校社会のワーキンググループ (Safe and Supportive School

¹²⁶ Country Education Profiles – Australia,

https://internationaleducation.gov.au/Documents/ED15-0091_INT_Australia_Country_Education_Profile_2015_ACC.pdf

¹²⁷ National Safe Schools Framework,

<https://studentwellbeinghub.edu.au/docs/default-source/nationalsafeschoolsframework-pdf.pdf?sfvrsn=0>

Communities Working Group, SSSC) がネットいじめを含むいじめ全般の情報提供サイト「Bullying. No Way!」を設けているほか、「National Day of Action against Bullying and Violence (NDA)」と呼ばれるいじめ撲滅の日を定め、オーストラリア全土の学校に参加を呼び掛けている(2018年現在、NDAに参加した学校は4,575校)¹²⁸。

各州の教育機関における安全なインターネット利用の取組については、どの州の教育機関も特に強制的なプログラム導入を学校側に求めておらず、その取組は学校によって異なる。また、各州の教育省がインターネットの安全性についてウェブサイトの情報提供を行っているが、その内容は、州によってまちまちであり、取組の度合いも異なる。

特に力を入れていると思われるのがビクトリア州で、州の教育省のウェブサイトに「ブリー・ストッパーズ(Bully Stoppers)」と呼ばれるいじめ対策のためのページを設けており、その中で学生、保護者、教育者、校長向けにそれぞれ項目を分け、ネットいじめをはじめとするサイバーセーフティー情報を詳しく紹介している。例えば、インターネットを介した問題が発生した場合の対応手順を紹介した手引きが定められており、学生がインターネット上で不適切な行為の加害者あるいは被害者となった場合の対処法を詳しく説明している¹²⁹。

ビクトリア州政府は、アラナ・アンド・マデリン財団(Alannah and Madeline Foundation)が提供する「eスマートスクール(eSmart School)」プログラムを支援しており、ビクトリア州全ての初等・中等教育校に同プログラムを導入するための資金援助を行っている。

9. 青少年のインターネット利用に関するワーキンググループ等民間の取組と主たる実態

オーストラリアの民間団体による取組は、非営利団体及び営利団体による教育機関を対象とした指導プログラムが主体となっている。eセーフティー監督官事務所はこうした団体に対して認証制度¹³⁰を設けており、そのウェブサイト上で認証を受けている団体の一覧を紹介している。その他、様々なウェブサイトで青少年の安全なインターネット利用についての情報提供を行っている。ネットいじめなどが原因で心を病んでいる青少年を対象にしたカウンセリングサービスなどを提供している。

【認証を受けている主な団体】表 A1-28

<p>シンクユーノウ (ThinkUKnow)</p>	<p>イギリスで始まったプログラムで、オーストラリアでは2009年にオーストラリア連邦警察によって立ち上げられた。同プログラムはオーストラリアの保護者、教育者、学生に対して安全なインターネットの利用方法を指導する無料のプログラムで、青少年がインターネットで「語る、見る、行う(Say, See and Do)」内容に基づいてプレゼンテーションを行い、SNS上の評価管理、ネットいじめ、セクスティング、オンラインゲーミング、不適切なコンテンツ、個人情報管理、個人情報窃盗といった問題を取り上げる。ThinkUKnowはオーストラリア唯一の国レベルでの犯罪防止プログラムで、プレゼンテーションは州・準州の警察によって行われる。またウェブサイト上で安全なインターネット利用に関する様々な情報を掲載している¹³¹。</p>
---------------------------------	--

¹²⁸ <https://bullyingnoway.gov.au/>

¹²⁹ <https://www.education.vic.gov.au/about/programs/bullystoppers/Pages/default.aspx>

¹³⁰ 英文では certify が用いられている。

¹³¹ <https://www.thinkuknow.org.au/>

アラナ・アンド・マデリン財団 (Alannah and Madeline Foundation)	子供を暴力から保護することを目的に設立された慈善団体で、子供の健康と安全のための様々な慈善事業を展開している。同財団は安全なインターネット利用環境が整った教育環境を構築するための「e スマート (eSmart)」プログラムを教育機関に提供している。 ¹³² また、いじめ撲滅に努める「National Centre Against Bullying」の運営も行っている。
カーリー・ライアン財団 (Carly Ryan Foundation)	インターネット上で会った18歳の青年を偽る男に殺害された15歳の少女カーリー・ライアンの母親が立ち上げた慈善団体。インターネットの安全な利用方法について学生、保護者、教育者向けにセミナーやワークショップを行う ¹³³ 。
スタイミー (Stymie)	クイーンズランド州の元教育者レイチェル・ダウニー氏が2014年に立ち上げたネットいじめ通報ウェブサイト。いじめ対策として傍観者の通報を奨励するもので、学校は同ウェブサイトの有料でメンバー登録し、担当職員（一般に教頭など経験のある教職員）を割り当て、通報が寄せられた際にはそれに対応する。学生はいじめを匿名で通報できるようになっている ¹³⁴ 。
キッズヘルプライン (Kids Helpline)	5歳から25歳の青少年・若者に対して24時間体制で無料の電話・インターネットカウンセリングを提供する。そのウェブ上ではネットいじめに関して詳しい情報を掲載している ¹³⁵ 。
レイジングチルドレンネットワーク (Raising Children Network)	子育てに関するあらゆる情報を提供するウェブサイトで、青少年のための安全なインターネット利用について詳しい情報とアドバイスを提供している ¹³⁶ 。
国立いじめ撲滅センター (National Centre Against Bullying)	Alannah & Madeline Foundationが運営する団体。ネットいじめを含む子供のいじめ全般に関する情報提供を行うほか、学校、地域社会、保護者や学生たちに向けた啓蒙活動を行う ¹³⁷ 。

出典：eセーフティー監督官事務所及び各団体のウェブサイト情報を基に作成。

10. 青少年のインターネット利用に関する家庭での話合い並びにルール設定等の傾向

保護者による子供のインターネット利用のモニタリングや監督、及びそれに関する親子間の話合いの重要性は、青少年のネット利用に起因する社会問題について触れた新聞記事をはじめ、政府機関や民間団体のウェブサイトでも頻繁に触れられている。

(1) 保護者による子供のオンライン活動の管理

eセーフティー監督官事務所は、2016年6月までの一年間に家庭内で行われた保護者による子供のインターネット利用の監督・監視について8歳から17歳までの子供を持つ保護者2,360人を対象に調査を行い、『Parenting Online』と題したインフォグラフィックをまとめている¹³⁸。

同調査によると、96%の保護者が子供のインターネットの安全利用のための何らかの対応策を講じたと答えている。また、その対応について、ネット上の作業を実際に手伝った、共同でオンライン活動に取り

¹³² www.esmart.org.au

¹³³ <http://www.carlyryanfoundation.com/>

¹³⁴ www.stymie.com.au

¹³⁵ <https://kidshelpline.com.au/>

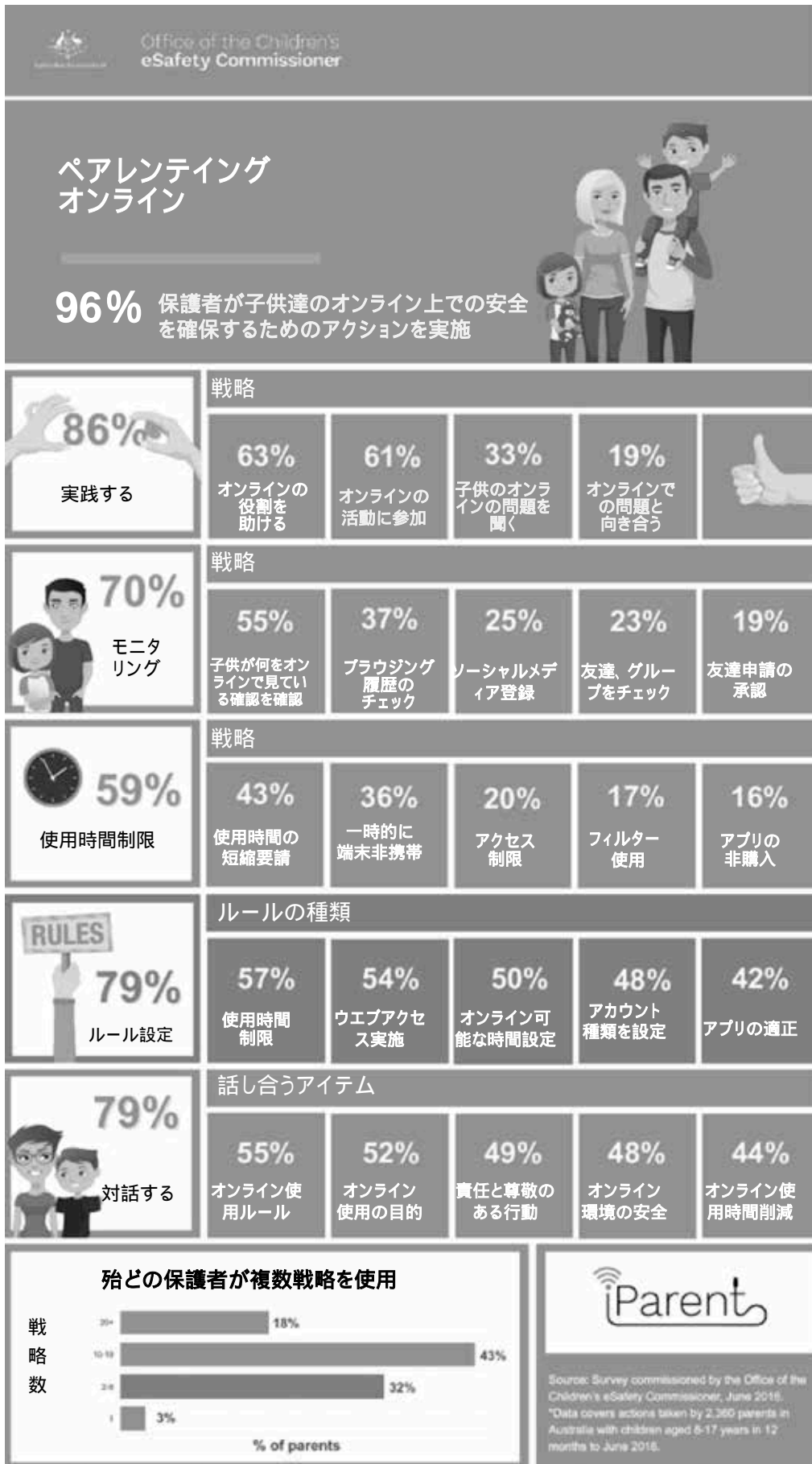
¹³⁶ Raisingchildren.net.au/

¹³⁷ <https://www.ncab.org.au/>

¹³⁸ <https://www.esafety.gov.au/education-resources/iparent/parenting-online-infographic>

組んだ、子供のネット上の問題に耳を傾けた、ネット上で発生した問題に対処したなど 86%の保護者が実践的なアプローチをとっている。そして、ネットを使っている様子を監督した、閲覧履歴を確認した、SNSのプロフィールを確認した、友達とグループを確認した、子供と友達になったなど、70%の保護者が、子供のネット利用をモニタリングしていた。さらに、利用時間を減らすように言った、一時的に端末を取り上げた、モバイルデータ通信を無効にした、フィルタリングを使った、アプリ内購入を無効にしたなど 59%の保護者が子供のネット利用に制限を課していた。また、79%の保護者が、子供と話合いを行ったと答えている。

【ペアレンティング オンライン(詳細)】 表 A1-29



出典：eセーフティー監督官事務所、『Parenting Online』2016年

(2) 保護者による管理の課題とルール設定

上記の e セーフティー監督官事務所の調査結果を見る限りにおいては、大多数の保護者が何らかの形で子供のネット利用に介入している印象を受ける。しかし、一方で、子供のインターネット利用の実態を把握できていない、スマートフォンの利用についてのルール作りをしていない、保護者から子供との話合いをどのように行えば良いのかわからない等、保護者から戸惑いの声が上がっているという文献も数多く見られる¹³⁹。

家庭でのルール設定に関しては、インターネット利用に関する同意書の作成が推奨されている。クイーンズランド州の警察は、ウェブサイトで「家庭における安全なインターネット利用のための同意書(Family Internet Safety Agreement)¹⁴⁰」のサンプルを提供している。また、シンクユーノウがカーリー・ライアン財団と共同で「家庭における安全なインターネット利用のための契約書(Family Online Safety Contract)¹⁴¹」を作成し、ウェブサイトからサンプルをダウンロードできるようにしている。

11. 青少年のインターネット利用環境に関する実態における現状での問題点の把握

e セーフティー監督官事務所は、そのウェブサイトで、青少年の安全なインターネット利用について保護者に情報とアドバイスを提供するページ「iParent」を設けており、青少年が直面する大きな課題として、ネットいじめ、オンライン・ポルノ、見知らぬ相手からの接触、セク스팅、オンラインゲーム、摂食障害、SNS、インターネット利用時間、個人情報保護を挙げている¹⁴²。

オーストラリアではフィルタリングの使用が法令等により義務付けられていないこと、また e セーフティー監督官が削除通達を出せるのは国内でホスティングされているコンテンツに限られること等を考慮すると、インターネットの安全な利用は個人の責任に任されている部分が多い。そのため青少年が安全にインターネットを利用するためには、保護者による管理・監督が必要になってくるわけだが、オーストラリア心理学会がまとめた『Digital Me』の調査で60%の保護者が子供のインターネット利用を監督していないと答えていることから分かるように、保護者側からの努力も未だ十分とは評価できない。

オーストラリア心理学会のリン・オグレイディ氏は、「ティーンにとって SNS は財産。しかし、彼らはリスクを識別する能力にさほど長けておらず、成人と比べ衝動的な行動をとる傾向にある」、そして「ネット以外の状況と同様に、ティーンが正しい判断を下すことができるよう、保護者が限界を定め、ルール

¹³⁹ ABC News, Bullying, porn and gaming addiction: Survey of teen internet habits returns shocking results, <http://www.abc.net.au/news/2018-04-30/kids-online-activity-porn-bullying-addiction/9705390>
News.com.au, Australian parents struggling to set smartphone rules and lobbyists say Apple should help them, <https://www.news.com.au/technology/gadgets/mobile-phones/australian-parents-struggling-to-set-smartphone-rules-and-lobbyists-say-apple-should-help-them/news-story/98341d98cefd178f8954f84c7561b88f>
News.com.au, The majority of parents are in the dark about cyber safety, <https://www.news.com.au/technology/online/security/the-majority-of-parents-are-in-the-dark-about-cyber-safety/news-story/a1717da3fa64de236333e34908428e13>

ABC News, Politicians urge parents to get involved in 'child's e-safety' to detect cyber bullying, <http://www.abc.net.au/news/2018-02-10/politicians-urge-parents-to-get-involved-in-childs-e-safety/9417998>

¹⁴⁰ <https://www.police.qld.gov.au/programs/cscsp/personalSafety/children/childProtection/Documents/internetagreement.pdf>

¹⁴¹

https://www.thinkuknow.org.au/sites/default/files/2017-01/TUK_FOSC_2016%20Family%20Online%20Safety%20Contract_FINAL_0.pdf

¹⁴² Office of the eSafety Commissioner, iParent, <https://www.esafety.gov.au/education-resources/iparent>

を設け、指導する必要がある」と述べるなど、保護者が子供のインターネット利用を厳しく管理するのではなく、開放的なコミュニケーションを通じ、青少年がネット上で正しい判断をすることができるよう指導・ルール設定を行うことがカギと考えられている¹⁴³。このように、オーストラリアでは、保護者が子供のインターネット利用により関与すること、そして青少年がインターネット上のリスクを識別し回避する能力を培っていくことが今後の課題と考えられていると言える。

¹⁴³ SBS News, Teens spend 1200hrs a year on social media, <https://www.sbs.com.au/news/teens-spend-1200hrs-a-year-on-social-media>

第二章 青少年のインターネット利用環境に関する制度、法令・罰則規定等による対策と事例

1. 各法整備に至る背景と法整備による対策の現況一般

(1) オンライン安全促進法 (Enhancing Online Safety Act 2015) 成立の背景

2015年7月、アボット自由党・国民党連立政権の下、子供のオンライン安全促進法 (Enhancing Online Safety For Children Act 2015) が施行され、「子供のためのeセーフティー監督官事務所 (Office of Children's e-Safety Commissioner)」が設立された。

連立政権は、当時野党だった2012年にディスカッションペーパー「子供のためのオンライン安全の促進 (Enhancing Online Safety for Children)」を作成した。その中で、オーストラリアの青少年の間でネットいじめが深刻化していることを指摘し、ネットいじめが原因で自殺に至った青少年の事例を挙げるなど、こうした問題に対して適切な対処法が講じられていないことを主張した。

また、ネットいじめには教育機関レベルで解決できるものと警察の対応を必要とするものとの間に「明確な隙間」が存在し、ネットいじめの被害を受けた子供の保護者が警察に起訴を求めても、警察は財政や人手不足等の資源的制約から、被害が最も深刻な事例にしか対応することができないという現状が指摘された。同ディスカッションペーパーでは、こうした問題解決のため、中立的な立場の独立した第三者機関として「子供のためのeセーフティー監督官」の必要性が唱えられていた¹⁴⁴。オンライン安全促進法は、上記ディスカッションペーパーの内容を具体化したものである。

2017年6月、同法律の対象が子供だけではなくオーストラリア全国民へと拡大され、「2015年オンライン安全促進法 (Enhancing Online Safety Act 2015)」が成立、監督官の権限が拡大されると同時に、その名称が「eセーフティー監督官事務所 (Office of eSafety Commissioner)」に改称された¹⁴⁵。

こうした監督官の権限拡大や改称で、インターネットの安全利用に関わる問題についての助言や助力を求める場所としての同事務所の認知度が高まった。現状では、青少年だけでなく、多くの成人がリベンジポルノやトロリング等インターネットを介した様々な嫌がらせについて同事務所に問い合わせを寄せるようになってきている。

(2) オンライン安全促進法の主な内容

2015年オンライン安全促進法で定められるeセーフティー監督官の機能は以下のとおりである。

- (a) オーストラリア市民のオンラインの安全性を促進
- (b) オーストラリアの青少年に対するネットいじめコンテンツの苦情申立て制度の運営
- (c) 青少年のオンラインの安全に携わる連邦政府の省、当局、関係機関の活動の調整

¹⁴⁴Department of Communications, Enhancing Online Safety for Children, https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/bd1415a/15bd078
Parliament of Australia, Australian Governments and dilemmas in filtering the Internet: juggling freedoms against potential for harm, New directions, https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/pubs/rp/rp1415/InternetFiltering#_Toc395250042

¹⁴⁵ Office of eSafety Commissioner, <https://www.esafety.gov.au/about-the-office/legislation>

(d) 1992 年放送法に基づいたオンラインコンテンツスキームの運営

2. 青少年に対する有害情報の閲覧の実例とその対策における制度・法令・罰則規定等

(1) ポルノサイトへの誘導事例

2010 年にオーストラリア連邦議会により設立されたサイバーセーフティー両院合同特別委員会 (Joint Select Committee on Cyber-Safety) が発表した 2011 年の中間報告書に次のような実例が記載されている。

7 歳の少女がマスレティックス (Mathletics) と呼ばれるネット上の算数学習プログラムにアクセスするため、マスレティックスへのリンクをクリックしたところ、ポルノサイトが開かれた。マスレティックスのウェブアドレスがハッカーまたはウイルスに襲われ、子供をポルノサイトに誘導していたのだ。幸運なことにこの事例では、誘導先のサイトがあからさまな性描写を閲覧するには成人であることの同意を必要とするものであったため、少女がさらなる有害情報を閲覧することは免れた¹⁴⁶。

マスレティックスはオーストラリアの学校や家庭で広く使用されており、上記は青少年が意図的のみならず偶発的に有害情報を閲覧する可能性を浮き彫りにした事例と言える。

(2) ポルノ閲覧に対する法令改正の背景

1999 年、それまでテレビやラジオ放送等を規制していた「1992 年放送サービス法 (Broadcasting Services Act 1992) が改正され、「1999 年放送サービス改正 (オンラインサービス) 法 (Broadcasting Services Amendment (Online Services) Act 1999) の附則 5 号によりオンラインサービスを規制する枠組みが誕生した。

この背景として、地域社会や政府間から子供のポルノ閲覧を懸念する声が高まったことがあり、同法律の主要目的の一つがポルノ等子供には不適切と考えられるインターネットコンテンツから子供達を保護することであった¹⁴⁷。しかし、同法令はインターネット上の蓄積コンテンツを規制するもので、ライブコンテンツや携帯電話を介したコンテンツは対象とされていなかった。

2006 年、テレビ局 Channel 10 のリアリティー番組「ビッグブラザー (Big Brother)」がきっかけとなり、インターネットのさらなる規制を求める声が高まった。このテレビ番組は、十数人の男女が外部から完全に隔離された家で生活する様子をテレビカメラに収め放映するというものであった。同番組は、テレビ放映に不適切な場面をウェブサイトでストリーミング配信していた。あるエピソードの中で出演者男性二人がある女性出演者に対し卑猥な行為に及び、それが同番組のウェブサイトからライブでストリーム配信された。しかしながら、この場面はテレビで放映されなかったこと、ライブストリーミングのためデータの蓄積もなかったことから、違反事例ではないと判断された。この事例がきっかけで、当時インターネットの規制を所掌していた ACMA の権限を拡大するべきだとの声が高まり、2007 年通信改正法へとつながっていった¹⁴⁸。

¹⁴⁶ High-Wire Act Act, Cyber Safety and the Young,

https://www.aph.gov.au/parliamentary_business/committees/house_of_representatives_committees?url=jscs/report.htm からダウンロード可

¹⁴⁷ Peter Coroneos, Internet Content Policy and Regulation in Australia

¹⁴⁸ Parliament of Australia, Department of Parliamentary Services, Communications Legislation Amendment (Enforcement Powers)

その結果、2007年に「2007年通信改正（コンテンツサービス）法（The Communications Legislation Amendment (Content Services) Act 2007）」が成立し、附則7号が追加されると共に附則5号が改正され、蓄積コンテンツに限らずライブコンテンツや携帯電話及びコンテンツへのアクセスを提供するサービスへと規制の枠組みが拡大された¹⁴⁹。以下にその流れを表に纏めて示す。

【インターネット規制に関わる法改正の流れ】表 A2-1

<p>1992年放送法 (Broadcasting Services Act 1992)</p> <p>1999年放送サービス改正 (オンラインサービス) 法 (Broadcasting Services Amendment (Online Services) Act 1999)</p> <p>・オンラインサービスを規制する附則5号が加わり、インターネット規制の枠組みが誕生</p> <p>2007年通信改正 (コンテンツサービス) 法 (The Communications Legislation Amendment (Content Services) Act 2007 (Content Services Act))</p> <p>1999年放送サービス改正法で追加された附則5号の改正及び附則7号の追加</p>
--

出典:「2007年通信改正(コンテンツサービス)法(The Communications Legislation Amendment (Content Services) Act 2007)」を基に作成。

【1992年放送サービス改正法附則5号及び7号の主な内容】表 A2-2

附則5号の概要 ¹⁵⁰	附則7号 ¹⁵¹
<ul style="list-style-type: none"> ・eセーフティ-監督官がオーストラリア国外でホスティングされているオンラインコンテンツが禁止コンテンツまたは潜在的な禁止コンテンツに該当すると判断した場合、監督官は、 <ul style="list-style-type: none"> a. コンテンツが法執行機関への照会が必要と判断される極めて深刻なものだった場合、オーストラリアの警察当局に通知する。 b. ISP事業者が業界規範及び業界基準が明記する処理手続き(例えばこれらコンテンツのフィルタリング等)に従って対処できるよう、ISPに当該コンテンツを通知する。 ・インターネット業界におけるISP事業者を代表する団体及び協会は業界規範を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止コンテンツ、または潜在的な禁止コンテンツについて監督官に苦情を申立てることができる。 ・監督官は禁止コンテンツまたは潜在的な禁止コンテンツについて以下の措置を取ることができる。 <ul style="list-style-type: none"> a. ホスティングサービスの場合は、削除通達を発する。 b. ライブコンテンツサービスの場合は、サービス停止通達を発する。 c. リンクサービスの場合は、リンク削除通達を発する。 ・禁止コンテンツ(電子出版物を除く)の定義(第一章のレ

Bill 2006

Peter Coroneos, Internet Content Policy and Regulation in Australia

¹⁴⁹ Excerpt from the Communications Legislation Amendment (Content Services) Bill 2007, Explanatory Memorandum, file:///C:/Users/midor/Downloads/Excerpt%20from%20the%20Bill.pdf

¹⁵⁰ Broadcasting Services Act 1992-Schedule 5, http://classic.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/bsa1992214/sch5.html

¹⁵¹ Broadcastings Services Act 1992-Schedule 7 Content Services, http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/bsa1992214/sch7.html

<ul style="list-style-type: none"> ・監督官は業界規範が存在しない場合、又は業界規範が不十分である場合、業界基準を策定する権限を有する。 ・監督官は ISP 事業者を規制する何らかの決定(online provider determinations)を行う権限を有する。 	<p>イティングスキームを参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子出版物から成るコンテンツは、当該コンテンツがオーストラリアレイティング委員会により RC、制限カテゴリー2、制限カテゴリー1 に分類される場合、禁止コンテンツである。 ・一般に、潜在的な禁止コンテンツとは、レイティング機関によってレイティングがなされていないコンテンツで、レイティングが行われた場合に禁止コンテンツとみなされる可能性が高いものを指す。 ・コンテンツ業界を代表する団体及び協会は業界規範を策定する。 ・監督官は業界規範が存在しない場合、又は業界規範が不十分である場合、業界基準を策定する権限を有する。 ・監督官は特定のコンテンツサービス及びホスティングサービス提供事業者を規制する何らかの決定を行う権限を有する。
--	---

出典：「2007 年通信改正（コンテンツサービス）法（The Communications Legislation Amendment (Content Services) Act 2007）」を基に作成。

3. 青少年のネットいじめの実例とその対策における制度・法令・罰則規定等

(1) ネットいじめの事例

以下 2 つのネットいじめによる青少年の自殺事件は、メディアで取り上げられオーストラリア全土に大きな衝撃を与えた近年の事例である。どちらのケースも、SNS が関与したネットいじめ事件である。こうした事件は、現在、オーストラリア全土に数多く存在している。

エイミ・エベレット (Amy Everett) 事件

2018 年 1 月、ノーザンテリトリーで 14 歳の「ドリー (Dolly)」ことエイミ・エベレット (Amy Everett) は、当時通っていたクィーンズランド州の寄宿学校でのいじめが原因で自殺した旨が報道された¹⁵²。

ドリーは中等教育校スコッツ PGC カレッジ (Scots PGC College) 入学以来、ある生徒達からのいじめの標的となっていた。特に入学 2 年目には、ある男子生徒から自身の不適切な写真を撮って送るよう要求された。Snapchat (自動消滅系 SNS アプリ) を介して送られたこの写真は他の学生の間でも共有された。これがきっかけとなり、女子生徒グループからもいじめを受けるようになった。ここから身体的・精神的いじめとネットいじめが悪化したと報じられている¹⁵³。

エイミ・エベレットは、6 歳の時にオーストラリア内陸部のライフスタイルを象徴するアクブラハットと呼ばれる帽子のメーカー「Akubra」の宣伝広告に出演し、オーストラリア国内で知られていた。そのため、彼女のような有名人の死はオーストラリア全土で波紋を呼び、ネットいじめ対策を求める動きが活発

¹⁵² Northern Territory father shares daughter's vile bullying messages after Dolly Everett's death
<https://www.news.com.au/lifestyle/parenting/teens/northern-territory-father-shares-daughters-vile-bullying-messages-after-dolly-everett-s-death/news-story/523c9b447f32681ba4c19e21c0f28920>

¹⁵³ News.com, Dolly Everett's parents give first interview since teen's death,
<https://www.news.com.au/lifestyle/real-life/news-life/dolly-everetts-parents-give-first-interview-since-teens-death/news-story/93f2ce7e2ad839dfdf1346e55180054>

9Honey, Dolly Everett's parents claim their daughter's school didn't do enough to protect her,
<https://honey.nine.com.au/2018/05/02/10/28/amy-dolly-everett-cyberbullying-suicide>

化した。これを受けてニューサウスウェールズ州では2018年11月、「ドリーの法律」と呼ばれる法改正が成立した。同法に関しては、下記(2)を参照のこと。

クローイ・ファーガソン (Chloe Fergusson) 事件

2013年、タスマニア州で当時15歳のクローイ・ファーガソン (Chloe Fergusson) が長年の身体的・精神的いじめとネットいじめが原因で自殺した。この事件は、人気報道テレビ番組『60 Minutes』の中で大きく取り上げられたため、オーストラリア全土で注目を集めた。

クローイは7歳の時に母親を亡くして以来、母親がいないことを理由にいじめを受けるようになった。中等学校に上がると身体的いじめとネットいじめが始まり、彼女に対するいじめは深刻化していった。

2013年9月10日の暴行事件が、クローイを自殺に追いやったきっかけとなった。この日クローイは、ショッピングセンター前のバス停で彼女を待ち伏せしていた同じ学校の女子グループに襲われ、殴る蹴るの暴行を受けた。その様子をグループの一人が携帯電話のカメラで撮影し、クローイはその動画をSNSに投稿すると脅された。暴行事件後わずか3時間以内でクローイのFacebookのページは、コメントで溢れかえった。「ついにクローイを殴ってやった。この機会を待ちに待っていた。クローイ・ファーガソンが殴られているところを見たい人。笑」とのコメントには2日間で45の「いいね」のリアクションがあった。暴行事件の2日後、クローイは自身の命を絶った¹⁵⁴。

(2) いじめに対する制度・法令・罰則規定等

いじめに関する規制としては、各州の刑法に基づく、暴行、ストーカー行為、嫌がらせ、名誉毀損、通信サービスの悪用などの条項が適用される¹⁵⁵。

ニューサウスウェールズ州は、オーストラリアで唯一学校でのいじめを対象とした法律を定めているが、これもネットいじめに特化したものではない。「1900年犯罪法」(The Crimes Act 1900)第60E条は、学生や職員が学校にいる間に学校の敷地内で行われた暴行、ストーカー行為、嫌がらせ、脅迫を違法行為としているが¹⁵⁶、これは学校の敷地内で発生したいじめに限られるため、ネットいじめへの適用は困難となる。

また、ビクトリア州も、ネットいじめに特化したものではないが、いじめに関する法律を制定している。2006年に職場でのいじめが原因で自殺したブロディ・パンロック (Brodie Panlock) の事件がきっかけで、2011年に1958年犯罪法 (Crimes Act 1958) が改正され、「ブロディ 法」と呼ばれる新たな条項が盛り込まれた。

これは、ストーカー行為を犯罪とする第21A条に追加項目を盛り込んだもので、被害者の脅迫、被害者の罵倒、被害者に対する不快な行為、身体的または精神的危害を及ぼすと考えられる行為や被害者の身の安全に危険を感じさせる行為など典型的ないじめ行為を違法としている。最高で懲役10年の罰則が課さ

¹⁵⁴ Chloe Fergusson should still be alive. <https://www.mamamia.com.au/chloes-law-cyber-bullying/>
動画は一旦投稿された後削除されたとの報道もある。Mercury, Tragic family's crusade against bullying, <https://www.themercury.com.au/news/tasmania/tragic-family-s-crusade-against-bullying/news-story/4a2b3a7b395263a1a5cfb7676d9db61c>

MamaMia, Chloe Fergusson should still be alive, <https://www.mamamia.com.au/chloes-law-cyber-bullying/>

¹⁵⁵ Colin Biggers & Paisley Lawyers, Cyberbullying- Laws struggling to keep up with Technology, <https://www.cbp.com.au/insights/insights/2014/june/cyberbullying-laws-struggling-to-keep-up-with-te>

¹⁵⁶ Crimes Act 1900 S60E, http://www5.austlii.edu.au/au/legis/nsw/consol_act/ca190082/s60e.html

れる¹⁵⁷。

(3) ネットいじめに対する制度・法令・罰則規定等
規制等

オーストラリアでは、ネットいじめに特化してこれを規制する法律は現在のところ存在しない。ネットいじめに関連する法律としては、連邦レベルでは1995年刑法典(Criminal Code Act 1995)の第474条が以下のように定めている。

【1995年刑法典(Criminal Code Act 1995)の第474条(要約)】表A2-3

第474.14条	通信ネットワークを利用した深刻な違法行為の実行	Using a telecommunications network with intention to commit a serious offence
第474.15条	通信サービスを利用した脅迫	Using a carriage service to make a threat
第474.16条	通信サービスを利用した虚偽の脅迫	Using a carriage service for a hoax threat
第474.17条	通信サービスを利用した脅迫、嫌がらせ、侮辱	Using a carriage service to menace, harass or cause offence

出典：1995年刑法典(Criminal Code Act 1995)

また、上記(2)で記載したいじめに適用される各州法の刑法がネットいじめにも適用され得る。

2015年オンライン安全促進法に基づく苦情申立て制度

(a) 概要

2015年オンライン安全促進法は、オーストラリアの青少年を対象としたネットいじめコンテンツの苦情申立て制度の運営をeセーフティー監督官に委ねている。同法律の下、青少年は18歳未満と定義されており、ネットいじめの被害者本人または保護者がeセーフティー監督官事務所に苦情を申立てることができるようになっている。

eセーフティー監督官は寄せられたネットいじめの申立てが深刻なものと判断する場合、当該事例の調査を行い、当該のネットいじめコンテンツが早急に削除されるようSNS事業者に協力を求めるほか、必要に応じて学校や警察に通知する¹⁵⁸。

2015年オンライン安全促進法は、オーストラリアの青少年に対する深刻な脅迫、威嚇、嫌がらせ、侮辱をネットいじめコンテンツと定義し¹⁵⁹、eセーフティー監督官は言葉遣い、語調、コンテンツの影響度、主な内容、態度、公開された情報、コンテンツ配布の範囲及び期間、投稿の頻度等を基に苦情が寄せられたネットいじめが調査を必要とするか否かケースバイケースで判断する。

¹⁵⁷ Parent Guides, A guide to Australian cyber-bullying & sexting laws, <http://parentguides.com.au/australian-cyber-bullying-sexting-laws/>

Crimes Act 1958 S21A, http://classic.austlii.edu.au/au/legis/vic/consol_act/ca195882/s21a.html

¹⁵⁸ Office of the eSafety Commissioner, Information guide: Cyberbullying complaints handling

¹⁵⁹ Enhancing Online Safety Act 2015, S5 Cyber-bullying material targeted at an Australian Child, <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00187>

(b) 苦情申立て制度

苦情申立て制度は、Tier 1 と Tier 2 と呼ばれる 2 つの階層から成る。SNS 事業者を対象とした「階層スキーム (Tier Scheme)」とエンドユーザーを対象とした「エンドユーザースキーム (End Use Scheme)」の二つである。e セーフティー監督官は、事例毎にそれぞれ適した解決策を講じている。以下にその内容をまとめる。

(i) 階層スキーム

a. Tier 1

SNS 事業者が任意で参加する。Tier 1 に登録するためには監督官に文書で申請をし、当該サービスが 2015 年オンライン安全促進法第 20 条の定めるオンライン安全規程に遵守していることを証明しなければならない。

b. Tier 2

e セーフティー監督官の勧告を受けて、通信大臣が特定のサービスを Tier 2 サービスに指定する。SNS 事業者が希望した場合、SNS 事業者が大規模なものである場合、あるいは監督官から Tier 1 への申請を要請されたにもかかわらず 28 日以内に申請が行われない場合、当該の SNS 事業者は Tier 2 に指定される。

【階層スキームの仕組み】表 A2-4

<p>Tier 1 及び Tier 2 の SNS 事業者に直接ネットいじめの苦情を申立てる。</p> <p>当該のネットいじめコンテンツが 48 時間以内（または特定の時間内）に削除されない。</p> <p>または、</p> <p>当該の SNS 事業者の解決策が満足のいくものではない。</p> <p>e セーフティー監督官事務所に苦情を申立てる。</p> <p>監督官が、当該コンテンツを法が定めるネットいじめの定義に該当すると判断。</p> <p>（ここから、Tier 1 と Tier 2 に分かれる。）</p> <p>Tier 1: 監督官に寄せられた苦情のネットいじめコンテンツを 48 時間以内に削除するよう求める。</p> <p>Tier 2: 監督官は「ソーシャルメディアサービス通告 (social media service notice)」を発行し、48 時間以内にコンテンツの削除を求める</p> <p>「ソーシャルメディアサービスサービス通告」に遵守しなかった場合</p>

Tier 2 サービスには罰金 (100 ペナルティー・ユニット¹⁶⁰ (AU\$17,000)) が科されるか、
あるいは監督官が正式な警告を発行する。

出典 : eセーフティー監督官事務所ウェブサイトの情報を基に作成。

Tier 1 サービスについては、上記削除要請に従わなかったことにつき、直接の制裁はないが、過去 12 カ月間のうちに Tier 1 の SNS 事業者がネットいじめコンテンツ削除要請を再三にわたり無視した場合、あるいは、監督官が、SNS 事業者が基本的なオンライン安全要件に遵守していないと判断した場合、当該サービスの Tier 1 ステータスを取消され、当該サービスは Tier 2 指定を受けることになる¹⁶¹。さらに、2015 年オンライン安全法 40 条に基づき監督官は eセーフティー監督官事務所のウェブサイトへ通知を掲載することができる¹⁶²。

SNS 事業者による Tier 1 登録は任意であるが、また Tier 2 とは異なり法的制裁は科されない。しかし、SNS 事業者は Tier 1 に参加することで a) ネットいじめ対策へのコミットメントを示す、b) 何らかの安全対策が講じられていることの証明となる、c) SNS 事業者自身がその利用規約の下にコンテンツを評価する能力を有している、これらについての証明をすることができ、これらをユーザーに対して訴求しうる等のメリットが得られる。

2015 年オンライン安全促進法は、全ての SNS 事業者に対して階層スキームへの参加を義務付けているわけではないが、先に述べたように eセーフティー監督官は、大規模な SNS 事業者や監督官が Tier 1 参加を求めたにもかかわらずその申請を行わなかった SNS 事業者に対し、Tier 2 指定を勧告できるようになっている。

Tier 1 及び Tier 2 のそれぞれのカテゴリーに属しているサービス事業者は、以下の通りである¹⁶³。

【Tier 1 及び Tier 2 に属しているサービス事業者】表 A2-5

Tier 1	Tier 2
airG	Facebook
Roblox	Instagram
Yubo	Google +
ASKfm	Youtube
Snapchat	
Yahoo!7 Answers	
Flicker	

¹⁶⁰ Enhancing Online Safety Act 2015, S36, <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00187>

¹⁶¹ Office of eSafety Commissioner, <https://www.esafety.gov.au/social-media-regulation/about-tier-1-of-the-scheme>

¹⁶² Office of eSafety Commissioner, <https://www.esafety.gov.au/social-media-regulation/about-tier-2-of-the-scheme>

¹⁶³ <https://www.esafety.gov.au/social-media-regulation/social-media-partners>

Twitter	
Yahoo!7 Groups	
Musical.ly	

出典：eセーフティー監督官事務所ウェブサイトの情報を基に作成。

(ii) エンドユーザー通告制度 (End-user notice scheme)

ネットいじめコンテンツを投稿した人物 (エンドユーザー) に対して、当該コンテンツの削除、苦情申立て人である被害者に対する投稿の自制、被害者に対する謝罪 (口頭又は書面での遺憾又は悔いの意の表明) を要求することができる制度である。監督官は、ネットいじめコンテンツを投稿したエンドユーザーを特定し、通告が最も適した対処法であるかを判断しなければならない¹⁶⁴。特にエンドユーザーが青少年である場合、監督官は問題解決に柔軟に対応する必要がある。

(iii) 異議申立て

「ソーシャルメディアサービス通告」や「エンドユーザー通告」等の内容に対してeセーフティー監督官による決定に異議がある場合、SNS事業者及びエンドユーザーは、行政控訴裁判所 (Administrative Appeals Tribunal) に異議の申立てができる¹⁶⁵。

4. 青少年が性行為の斡旋事件等に巻き込まれた実例とその対策における制度・法令・罰則規定等

(1) カーリー・ライアン (Carly Ryan) 事件

インターネットを介して青少年が巻き込まれた犯罪として、オーストラリア全土で最も有名な事件は、カーリー・ライアン事件である。この事件は、性的行為を目的とした青少年斡旋の事例である。

2007年、当時15歳だった南オーストラリア州在住のカーリーがインターネット上で知り合った50歳の男に殺害された事件である。男はカーリーの気を引くために18歳のミュージシャンを偽っていた。

カーリーの死後、彼女の母親ソニア・ライアン (Sonya Ryan) はカーリー・ライアン財団を設立、インターネット等を介した斡旋から青少年を守るための法律成立に向けてキャンペーンを行った。

(2) カーリーの法律 (Carly's Law)

カーリー・ライアン事件の10年後である2017年に、「カーリーの法律 (Carly's Law)」と呼ばれる「2017年刑法典改正 (未成年オンライン保護) 法 (Criminal Code Amendment (Protecting Monors Online) 2017)」が成立した。

この法律は、インターネットや携帯電話などの電気通信サービスを利用して16歳未満の青少年に対して危害を加える、斡旋する、性的行為に及ぶ準備・計画を犯罪行為とするもので、その目的で年齢を偽ることも違法とし、オンライン上で青少年の斡旋を試みる犯罪者を取り締まるものである。違反に智する罰

¹⁶⁴ Office of the eSafety Commissioner, Information guide: Cyberbullying complaints handling (version 4)

¹⁶⁵ Enhancing Online Safety Act 2015, S88 Review of decision, <http://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00187>

則は懲役 10 年とされている¹⁶⁶。

2017 年 6 月の同法施行後、同年 8 月に初めて南オーストラリア州の警察が同法律を適用して、アデレード在住の男を逮捕した。

また、2018 年 7 月には南オーストラリア州でも、州刑法が改正され (Criminal Law Consolidation (Dishonest Communication with Children) Amendment Act 2018¹⁶⁷)、連邦刑法と同様に青少年との不誠実なコミュニケーションを取り締まる条項が新たに組み込まれた。

【2017 年刑法典改正 (未成年オンライン保護) 法】表 A2-6

(「カーリーの法律 (Carly's Law)」)

1914 年刑法典 第 474 条 25C	Criminal Code Act 1995 Section 474.25C
<p>16 歳未満の人物に対し、危害を加えること、性行為に及ぶこと、性行為を目的として斡旋を行う準備又は計画のために、電気通信サービスを使用すること</p> <p>以下のいずれにも該当する行為を犯罪とする：</p> <p>(a) 以下を目的とした準備又は計画のための行為を行うこと</p> <p>(i) 16 歳未満の人物に危害を加える。</p> <p>(ii) 16 歳未満の人物と性行為を行う。</p> <p>(iii) 性行為を目的に 16 歳未満の人物を斡旋する。</p> <p>(b) 実行者が 18 歳以上であること。</p> <p>(c) 行為に電気通信サービスが使用されること。</p> <p>罰則：懲役 10 年</p> <p>例：16 歳未満の相手に危害を加えることを目的として、インターネット上で年齢を偽る。</p>	<p>Using a carriage service to prepare or plan to cause harm to, engage in sexual activity with, or procure for sexual activity, persons under 16</p> <p>A person (the <i>first person</i>) commits an offence if:</p> <p>(a) the first person does any act in preparation for doing, or planning to do, any of the following:</p> <p>(i) causing harm to a person under 16 years of age;</p> <p>(ii) engaging in sexual activity with a person under 16 years of age;</p> <p>(iii) procuring a person under 16 years of age to engage in sexual activity; and</p> <p>(b) the first person is at least 18 years of age; and</p> <p>(c) the act is done using a carriage service.</p> <p>Penalty: Imprisonment for 10 years</p> <p>Example: A person misrepresents their age online as part of a plan to cause harm to another person under 16 years of age.</p>

2017 年刑法典改正 (未成年オンライン保護) 法¹⁶⁸を基に作成。

(3) 青少年斡旋及びグルーミングに関する連邦・州の法令・罰則等

連邦政府及び各州政府は、それぞれ青少年の斡旋ならびにグルーミングを禁止する法律を定めている。これらの法律は、必ずしもすべてがインターネットに特化したものではないが、それぞれ厳しい罰則を定めている。以下に、そうした青少年斡旋及びグルーミングに関する連邦・州の法律をまとめる。

¹⁶⁶ ABC News, Carly's Law: Parliament passes bill to protect minors from online predators, <http://www.abc.net.au/news/2017-06-15/carlys-law-passes-federal-parliament/8621292>
Parliament of Australia, Criminal Code Amendment (Protecting Minors Online) Bill 2017, https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/bd/bd1617a/17bd100

¹⁶⁷ [https://legislation.sa.gov.au/LZ/V/A/2018/CRIMINAL%20LAW%20CONSOLIDATION%20\(DISHONEST%20COMMUNICATION%20WITH%20CHILDREN\)%20AMENDMENT%20ACT%202018_4/2018.4.UN.PDF](https://legislation.sa.gov.au/LZ/V/A/2018/CRIMINAL%20LAW%20CONSOLIDATION%20(DISHONEST%20COMMUNICATION%20WITH%20CHILDREN)%20AMENDMENT%20ACT%202018_4/2018.4.UN.PDF)

¹⁶⁸ Criminal Code Amendment (Protecting Minors Online) Act 2017, <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017A00050>

【青少年斡旋及びグルーミングに関する連邦・州の法律】表 A2-7

	条項		最高刑	青少年の年齢
連邦				
連邦刑法 (1995 年)	Criminal Code Act 1995 s 474.25C Using a carriage service to prepare or plan to cause harm to, engage in sexual activity with, or procure for sexual activity, persons under 16 ¹⁶⁹	16 歳未満の青少年に危害を加える、16 歳未満の青少年と性行為に及び、性行為を目的に 16 歳未満の青少年を斡旋する行為の準備又は計画に通信サービスを利用すること	懲役 10 年	16 歳未満
	Criminal Code Act 1995 s 474.26 Using a carriage service to procure persons under 16 years of age	16 歳未満の青少年の斡旋に通信サービスを利用すること	懲役 15 年	16 歳未満
	Criminal Code Act 1995 s 474.27 Using a carriage service to "groom" persons under 16 years of age	16 歳未満の青少年のグルーミングに通信サービスを利用すること	懲役 12 ~ 15 年	16 歳未満
オーストラリア首都特別地域	<i>Crimes Act 1900</i> s 66-Grooming and depraving young people ¹⁷⁰	青少年に対するグルーミング及び淫行等	懲役 7 ~ 12 年 (青少年が 10 歳未満の場合 9 ~ 12 年、青少年が 10 歳以上 16 歳未満の場合は 7 年 ~ 10 年)	16 歳未満
クイーンズランド州	Criminal Code Act 1899 s 218A Using internet etc. To procure children under 16 ¹⁷¹	16 歳未満の青少年の斡旋にインターネットを利用すること	懲役 10 年 (青少年が 12 歳未満の場合は懲役 14 年)	16 歳未満
ノーザンテリトリー州	Criminal Code Act s 131 Attempts to procure child under 16 years ¹⁷²	16 歳未満の青少年斡旋の試み	懲役 3 年 ~ 5 年	16 歳未満
	Criminal Code Act	わいせつ行為を目的	懲役 10 年	16 歳未満

¹⁶⁹ http://www5.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/cca1995115/sch1.html

¹⁷⁰ http://classic.austlii.edu.au/au/legis/act/consol_act/ca190082/s66.html

¹⁷¹ http://www5.austlii.edu.au/au/legis/qld/consol_act/cc189994/s218a.html

¹⁷² http://www5.austlii.edu.au/au/legis/nt/consol_act/cca115/sch1.html

	s 132 Indecent dealing with child under 16 years. (2) (d) procures a child under the age of 16 years to perform an indecent act	とした 16 歳未満の青少年の斡旋	(青少年が 10 歳未満の場合は懲役 14 年)	
ニューサウスウェールズ州	Crimes Act 1900 s 66EB Procuring or grooming child under 16 for unlawful sexual activity ¹⁷³	違法な性行為を目的とした 16 歳未満の青少年の斡旋又はグルーミング		
	s 66EB(2)	違法な性的行為を目的とした意図的な青少年斡旋	懲役 12 年 (青少年が 14 歳未満の場合は懲役 15 年)	16 歳未満
	s 66EB(2A)	性行為でグルーミングした青少年に意図的に会い、又は会うために旅行すること、又は、これらの行為を違法な性的行為に青少年の斡旋の目的で行うこと	懲役 12 年 (青少年が 14 歳未満の場合は懲役 15 年)	16 歳未満
	s 66EB(3)	青少年をグルーミングして、青少年にわいせつな文書・画像を閲覧させ、薬物を供与し、若しくは、経済的その他の物質的な便宜を供与すること、又は、これらの行為を違法な性的行為を目的とした青少年斡旋を容易にするために行うこと	懲役 10 年 (青少年が 14 歳未満の場合は懲役 12 年)	16 歳未満
南オーストラリア州	Criminal Law Consolidation Act 1935 s 63B Procuring child to commit indecent act etc ¹⁷⁴	わいせつ行為等を目的とした青少年斡旋	懲役 10 ~ 12 年	17 歳未満
	Criminal Law Consolidation Act 1935 s139A Dishonest communication with children ¹⁷⁵	青少年との不誠実なコミュニケーション		

¹⁷³ http://www5.austlii.edu.au/au/legis/nsw/consol_act/ca190082/s66eb.html

¹⁷⁴ http://classic.austlii.edu.au/au/legis/sa/consol_act/clca1935262/s63b.html

¹⁷⁵ http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/sa/consol_act/clca1935262/s139a.html

	139A(1)	18歳以上の者が自身の年齢を若く偽り若しくは他者になりすまして青少年と知りつつ連絡を取り、当該の青少年と会うか、または会う約束をすること	懲役5年	17歳未満
	139A(2)	18歳以上の者が、青少年に対し犯罪を行うことを意図して、自身の年齢を若く偽り若しくは他者になりすまして青少年と知りつつ連絡を取ること	懲役10年	17歳未満
タスマニア州	Criminal Code Act 1924 s 125D Communications with intent to procure person under 17 years ¹⁷⁶	17歳未満の青少年斡旋を目的としたコミュニケーション	法定刑は裁判官の裁量により異なる。最高懲役21年	17歳未満
西オーストラリア州	Criminal Code s 204B Using electronic communication to procure, or expose to indecent matter, child under 16 ¹⁷⁷	16歳未満の青少年の斡旋、またはわいせつな文書・図画等に晒すことを目的とした電子通信の使用	懲役5年 (13歳未満の場合は懲役10年)	16歳未満
ビクトリア州	Crimes Act 1958 s49M Grooming for sexual conduct with a child under the age of 16 ¹⁷⁸	性行為を目的とした16歳未満の青少年のグルーミング	懲役10年	16歳未満

出典：Australian Institute of Criminology¹⁷⁹、Victoria State Government, Justice and Regulation¹⁸⁰及び Australasian Legal Information Institute の連邦・州の法律を基に作成。

¹⁷⁶ http://www5.austlii.edu.au/au/legis/tas/consol_act/cca1924115/sch1.html

¹⁷⁷ http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/wa/consol_act/ccaca1913252/notes.html

¹⁷⁸ http://www5.austlii.edu.au/au/legis/vic/consol_act/ca195882/s49m.html

¹⁷⁹ Australian Institute of Criminology, <https://aic.gov.au/publications/htcb/htcb017>

¹⁸⁰ Victoria State Government, Justice and Regulation,

<https://www.justice.vic.gov.au/safer-communities/protecting-children-and-families/grooming-offence>

第三章 青少年のインターネット利用環境に関する行政・事業者・学校・家庭・民間機関の対策と啓発の取組

1. 青少年保護の為にインターネット上の技術的対応策、各機関の取組概要(ペアレンタルコントロール、フィルタリング、レイティング、ラベリング・ゾーニング等)

(1) ペアレンタルコントロール

eセーフティー監督官事務所は、そのウェブページでペアレンタルコントロールについての情報提供を行っている¹⁸¹。以下、同事務所が提供するペアレンタルコントロール情報をわかりやすくまとめる。

【eセーフティー監督官事務所によるペアレンタルコントロール情報】表 A3-1

種類	対象機器	フィルタリング機能概要
コンピューター	PC/Windows	Windows Parental Control : 子供のコンピューター使用時間や使用できるアプリ、閲覧可能なウェブサイトを制限することができる。
	MacOS	OSX Parental Controls : 子供のコンピューター使用時間、閲覧可能なウェブサイト、チャット相手を管理、モニタリング、及び制限することができる。
タブレット端末	iPad	OS に組み込まれている機能制限をオンにすることでブラウザやアプリ、アプリ内課金、SNS、インターネット上の不適切なコンテンツ、データ共有(写真や場所等)、メディアストリーミング、オンラインゲームへのアクセスを制限することができる。
	Android	Google Play にアクセスすることにより、コンテンツ閲覧、ダウンロードのブロック、アプリ購入を無効にするなどの設定が可能。このほか、制限付きプロフィールを使ってセキュリティ管理や個人情報を保護することができる。
スマートフォン	Google	Google ファミリーリンク : 13 歳未満の子供を持つ家庭向けに開発されたアンドロイド端末用アプリ。 Google デジタルウェルビーイング : スマートフォンの利用状況の詳しい情報を収集し、バランスの取れたスマートフォン利用を促進するアプリ。
	iPhone	Screen Time : iOS12 に搭載されているペアレンタルコントロール。アプリの使用時間の制限、アプリ使用状況の監督、使用可能アプリの制限、アクセスできるウェブサイトの制限、アプリ内課金のブロックなど、様々な機能を備えている。

出典：eセーフティー監督官事務所のウェブサイトの情報を基に作成。

¹⁸¹<https://www.esafety.gov.au/education-resources/iparent/online-safeguards/parental-controls/computers-tablets-and-smartphones>

(2) フィルタリング

オーストラリアではフィルタリングの使用が義務付けられていないため、希望者は ISP が提供するフィルタリングに任意に加入する、あるいは個人的にフィルタリングソフトウェアを購入することになる。

コミュニケーションズ・アライアンスは「家庭向けフィルター (Family Friendly Filters)」と呼ばれる認証制度を設けている。これはフィルタリングソフト等が家庭向けフィルターとして適切か否かを認証するもので、認証を受けるためには、有効性、使いやすさ、e セーフティー監督官事務所からの要請があった場合フィルタリングの更新が可能か等の厳しい選考基準を満たさなければならない。

その認証されたフィルターでは、以下の 4 レベルのレイティングがされている。

- ・ e セーフティー監督官の禁止 URL フィルターリストにあるウェブサイトのブロック：18 歳以上向け
- ・ クラス 1: 16 歳以上の子供向け
- ・ クラス 2: 10 歳から 15 歳までの子供向け
- ・ クラス 3: 10 歳未満の子供向け

現在、「家庭向けフィルター」の認証を受けているフィルターは以下の 3 つである¹⁸²。

【認証を受けている家庭向けフィルター】表 A3-2

フィルター名	認証クラス	認証取得日
Norton Family Premier	16 歳以上の子供向け (認証クラス 1)	2017 年 10 月
Family Zone	10 歳未満の子供向け (認証クラス 3)	2018 年 7 月
Australian Private Networks	16 歳以上の子供向け (認証クラス 1) *ISP 事業者である同社のインターネットサービスの一貫として提供	2018 年 6 月

出典：Communications Alliance, <https://www.commsalliance.com.au/Activities/ispi/fff>

(3) レイティング及びラベリング・ゾーニング

オーストラリアでは、第一章で述べた国家格付スキームに基づいた分類がレイティングに当たり、ゾーニングについてはアクセス制限システムがこれに相当する。以下に、オーストラリアにおけるインターネット上のコンテンツのレイティングとゾーニングの分類をまとめた。

¹⁸² Communications Alliance, <https://www.commsalliance.com.au/Activities/ispi/fff>

【eセーフティー監督官事務所によるレイティングとゾーニングの分類】表 A3-3

レイティング	アクセス制限システム (Restricted Access System) の適用	格付委員会によるレイティング	eセーフティー監督官による評価
RC	対象外	禁止コンテンツ	潜在的禁止コンテンツ
X18+	対象外	禁止コンテンツ	潜在的禁止コンテンツ
R18+	適用	許可コンテンツ	許可コンテンツ
	適用されない	禁止コンテンツ	潜在的禁止コンテンツ
MA15+ ・テキスト及び/又は静止画像から構成されていないもの ・有料 ・営利目的 ・携帯電話のプレミアムサービスが提供するもの	適用	許可コンテンツ	許可コンテンツ
	適用されない	禁止コンテンツ	潜在的禁止コンテンツ
MA15+ (その他)	対象外	許可コンテンツ	許可コンテンツ
G, PG, M	対象外	許可コンテンツ	許可コンテンツ
制限カテゴリ-2 (出版物)	対象外	禁止コンテンツ	潜在的禁止コンテンツ
制限カテゴリ-1 (出版物)	対象外	禁止コンテンツ	潜在的禁止コンテンツ
制限の課されていない出版物	対象外	許可コンテンツ	許可コンテンツ

出典：eセーフティー監督官事務所ウェブサイトの情報を基に作成¹⁸³。

アクセス制限システムとは、年齢制限が必要な R18+ 及び MA15+ のコンテンツへのアクセスを制御するもので、それぞれ以下のような最低条件を満たしたアクセス制御システムが施されていないなければならない

¹⁸⁴。

MA15+

- ・コンテンツへのアクセス申請を要求する
- ・申請者による 16 歳以上であることの宣言を要求する
- ・コンテンツの内容に関して警告を表示する
- ・コンテンツへのアクセスを制御する方法を安全情報として保護者に提供する
- ・暗証番号を使用するなど、コンテンツへのアクセスを制限する

¹⁸³ <https://www.esafety.gov.au/complaints-and-reporting/offensive-and-illegal-content-complaints/what-we-can-investigate>

¹⁸⁴ Explanatory Statement, Restricted Access System Declaration 2014, <https://www.legislation.gov.au/Details/F2014L01757/Explanatory%20Statement/Text>

R18+

- ・コンテンツへのアクセス申請を要求する
- ・コンテンツプロバイダーはアクセス申請者が18歳以上であることを確認するための適切な措置を講じる
- ・コンテンツの内容に関して警告を表示する
- ・コンテンツへのアクセスを制御する方法を安全情報として保護者に提供する
- ・コンテンツへのアクセス申請者が18歳以上であることを確認する適切な手続きを組み入れる
- ・暗証番号を使用するなど、コンテンツへのアクセスを制限する

2. 青少年の情報リテラシー能力向上のための活動

(1) eセーフティー監督官事務所による取組

オーストラリアでは、eセーフティー監督官事務所が青少年の情報リテラシー能力向上を目的としたさまざまな取組を行っている。以下に主だったものをまとめた。

【eセーフティー監督官事務所による青少年の情報リテラシー能力向上のための取組】表 A3-4

Young & eSafe ¹⁸⁵	立ち直る力、尊敬、共感、責任、批判的思考能力の5つのテーマを基にした青少年主導のプラットフォーム。インターネット上での体験を積極的にコントロールする能力開発を目指すもので、青少年の実体験や専門家のアドバイスが掲載されている。
YeS Project ¹⁸⁶	eセーフティー監督官事務所が2018年に立ち上げた教育者向けの新たな教育資料。ME（自分）、YOU（友人やクラスメート）、WE（学校や地域社会）の3つのテーマごとに、デジタル社会について学びそれをポジティブなものに変えていくことを目的とし、教育者向けにワークショップの進め方などのガイドラインを詳しく説明している。
The Lost Summer ¹⁸⁷	eセーフティー監督官事務所のイニシアチブで開発された11歳から14歳向けのロールプレイングゲーム。デジタルインテリジェンスの育成を目的とするもので、現実の世界で起こりうる様々なシナリオに対処し、ゲームを通じてデジタル社会に不可欠な技能を身に付けていくことを目的とする。
iParent ¹⁸⁸	eセーフティー監督官事務所による保護者向けのサイト。子供の安全なインターネット利用を助ける様々な情報やアドバイスが掲載されている。
eSafe spaces ¹⁸⁹	eセーフティー監督官とオーストラリア図書館協会（Australian Library and Information Association, ALIA）が共同で実施しているイニシアチブで、図書館を利用する子供たちに対してネットいじめの問題をはじめ、安全なインターネット利用全般に関わるサポートを提供できるよう、図書館職員を訓練する。首都特別地域で試験的に実施され、2017年2月にはタスマニアで導入されるなど、国レベルでの導入を目指す。

出典：eセーフティー監督官事務所のウェブサイトの情報を基に作成。

この他にも、eセーフティー監督官事務所のウェブサイトでは、教育機関が利用できる様々な教材を幅広く提供している（アウトリーチプログラム）。これらは、教育関係者がどこかに出向かずにインターネット上で受けられるプログラムである。以下は、そのプログラムである。

¹⁸⁵ Office of the eSafety Commissioner, <https://www.esafety.gov.au/education-resources/classroom-resources/young-and-esafe>

¹⁸⁶ Office of the eSafety Commissioner, <https://www.esafety.gov.au/education-resources/classroom-resources/yes-project>

¹⁸⁷ Office of the eSafety Commissioner, <https://www.esafety.gov.au/education-resources/classroom-resources/lost-summer>

¹⁸⁸ Office of the eSafety Commissioner, <https://esafety.gov.au/iparent>

¹⁸⁹ Office of the eSafety Commissioner, <https://www.esafety.gov.au/esafety-information/esafe-spaces>

【eセーフティー監督官事務所によるアウトリーチプログラム】表 A3-5

教育者向け学習プログラム (Professional Learning Program) ¹⁹⁰	教育者を対象とした無料のオンラインセミナー。インターネット上で人間関係、ネットいじめ、安全なインターネット利用の3つのトピックについて学ぶことができる。
仮想教室 (Virtual Classrooms) ¹⁹¹	学生向けのオンラインセミナー。eセーフティー監督官事務所のプレゼンターがビデオカメラを介してライブでセミナーを行う。
地域社会向けプレゼンテーション (Community Presentations) ¹⁹²	保護者、精神保健従事者やソーシャルワーカー、企業、法執行機関、スポーツ団体等、それぞれの団体に特化した無料のプレゼンテーション。保護者向けのプレゼンテーションでは、ネットいじめとその通報手段、カウンセリングなどを提供する支援団体、その他安全なインターネット利用に役立つ情報を提供する。
教員養成プログラム (Pre-service Teacher Program) ¹⁹³	教員を目指す学生に対して、教師の立場から見た安全なインターネット利用やネットいじめについて、また自身の評判管理やオンライン上でのコミュニケーションについてなどを解説する。

出典：eセーフティー監督官事務所のウェブサイトの情報を基に作成。

(2) 民間団体による取組

青少年の情報リテラシー能力向上を目的とした民間団体による活動としては、学生、保護者、教育機関、地域社会を対象としたプレゼンテーションやワークショップ等が挙げられる。以下にその主だった団体による活動をまとめた。

【青少年の情報リテラシー能力向上を目的とした民間団体による活動】表 A3-6

団体名	ウェブサイト	内容
シンクユノウ (ThinkUknow)	www.thinkuknow.org.au	インターネットに関わる問題について青少年や保護者に情報提供を行っている。また、保護者と教育者を対象とした大人向けのプレゼンテーションと、初等・中等教育機関の学生を対象としたプレゼンテーションを無料で提供している。
eスマートスクール (eSmart Schools)	www.esmart.org.au	アラナ・アンド・マデリン財団が学校でのサイバーセーフティー向上といじめ対策として構築したプログラムで、安全で賢く責任あるテクノロジーの使用を促す教育環境を作り出す手助けをするもの。教育機関は安全なネット利用のための「効果的な学校の組織体系」「学校の計画、方針、手順」「互いを気遣い尊重する学校環境」「効果的な教育方法」「eスマートカリキュラム」「保護者と地域社会とのパートナーシップ」の6つの分野での改善を図り、校長、教育者、学生、保護者のために様々なツールと情報を提供する。現在オーストラリア全体で初等・中等教育機関を合わせて全体の約25%となる2,300超の学校が同プログラムに参加している。

¹⁹⁰ Office of the eSafety Commissioner,

<https://www.esafety.gov.au/education-resources/outreach/teacher-professional-learning-program>

¹⁹¹ Office of the eSafety Commissioner, <https://www.esafety.gov.au/education-resources/outreach/virtual-classrooms>

¹⁹² Office of the eSafety Commissioner, <https://www.esafety.gov.au/education-resources/outreach/community-presentations>

¹⁹³ Office of the eSafety Commissioner, <https://www.esafety.gov.au/education-resources/outreach/pre-service-teacher-program>

e スマート図書館 (eSmart Libraries)	https://www.esmart.org.au/esmart-libraries/	「e スマートスクール」と同様にアラナ・アンド・マデリン財団が図書館に対して提供しているプログラム。現在オーストラリアの75%以上の図書館で導入されている。
e スマートデジタルライセンス (eSmart Digital Licence)	https://www.digitallicence.com.au/	青少年のインターネットリテラシー能力向上を目的に開発されたアラナ・アンド・マデリン財団が提供するサービス。教育者や保護者が学生・子供のためにライセンスを購入し、子供たちは安全で賢く責任あるインターネットの利用方法をクイズ形式学び、修了時にデジタルライセンスの証明書が授与される。
レイジングチルドレンネットワーク (Raising Children Network)	Raisingchildren.net.au	子育てに関する幅広いアドバイスを提供するウェブサイト。安全なインターネット利用については、3歳～5歳、6歳～8歳、9歳～11歳、12歳～18歳の年齢別にページを設け保護者への情報提供を行っている。 また、明確なリスク分類を設定している ¹⁹⁴ 。 1) <u>コンテンツリスク</u> : ポルノ、現実または仮定の暴力、ヘイトサイト、テロサイト、薬物使用・自傷行為・自殺・ネガティブなボディイメージ等のユーザー作成の有害コンテンツ 2) <u>コンタクトリスク</u> : インターネットを介して知らない相手からの接触、実際に会うことの要求、ネット詐欺の被害者となるリスク 3) <u>行動リスク</u> : ネットいじめ、セクスティング、他人のパスワードの悪用、ネット上で他人になりすます行為、他人の金融情報を悪用した無断の購入、他人の情報を漏らすコンテンツの作成
リーチアウト (ReachOut)	au.reachout.com	青少年や若者のメンタルヘルスに関してインターネット上でサポートを提供する。また保護者向けや学校向けのページを設け、安全なインターネット利用についての情報も提供している。
サイバーセーフキッズ (Cyber Safe Kids)	www.cybersafekids.com.au	青少年の安全なインターネット利用に関して教育者、保護者、学生向けにセミナーを提供している。教育者向けのセミナーでは、安全で責任ある倫理的なインターネット利用について、オーストラリアの学校のカリキュラムに沿った教授法を指導する。
キッズヘルプライン (Kids Helpline)	www.kidshelpline.com	5歳から25歳の青少年・若者に対して24時間体制で無料の電話・インターネットカウンセリングを行っている。またウェブサイトでは5歳～12歳、13歳～17歳、18歳～25歳の年齢別、及び保護者や学校向けのページを設け、安全なインターネットの利用やネットいじめに関する情報を提供している。このほか、通信事業者Optusと提携し、デジタルメディアリテラシーやネットいじめ、インターネット上での人間関係等、様々なトピックのワークショップを教育機関に無料で提供している。
ブレイブハーツ (Bravehearts)	Bravehearts.org.au	児童保護を目的とするオーストラリア有数の慈善団体。児童保護に関わる教育訓練やカウンセリングを提供している。またそのウェブサイトでは子供の安全なインターネット利用についてのアドバイスも提供している。
プロジェクトロックイット (Project Rockit)	https://www.projectrockit.com.au/	初等・中等教育機関に対しネットいじめを含むいじめ全般についてワークショップを提供している。女姉妹、ロージー＆ルーシー・トーマスが設立した若者主導の団体。トーマス姉妹はサイバーセーフティに関わる様々な賞を受賞している他、オンライン安全諮問作業部会やTwitterTrust & Safety 協議会などにも参加している。

出典:各団体のウェブサイトの情報を基に作成。

(3) 安全なインターネット利用を促進するイベント

オーストラリアでは、安全なインターネットの利用促進を目指して様々なイベント日や特別週間を設けている。以下、それらをまとめた。

¹⁹⁴ <https://raisingchildren.net.au/teens/entertainment-technology/cyberbullying-internet-safety/internet-safety-teens>

【安全なインターネット利用を促進するイベント】表 A3-7

ステイスマート・オンラインウィーク (Stay Smart Online Week)	オーストラリア政府主催のイベント。関係機関、産業、企業やコミュニティ団体が参加し、安全なインターネット利用を呼び掛ける。
セーフターインターネットデー (Safer Internet Day)	安全なインターネット利用を促進する世界規模の年次イベント。オーストラリアでは e セーフティー監督官事務所が主体となって様々なイベントを行う。
いじめ撲滅の日 (National Day of Action against Bullying and Violence)	いじめ撲滅の日。安全で協力的な学校社会のワーキンググループ (Safe and Supportive School Communities (SSSC) Working Group) がオーストラリア全土の学校に参加を呼び掛ける。
ホワイトバルーンデー (White Balloon Day)	慈善団体ブレイブハーツが主催するイベントで、児童に対する性的暴行の防止を呼び掛ける。
児童保護週間 (National Child Protection Week)	オーストラリア児童虐待育児放棄防止協会 (National Association for Prevention of Child Abuse and Neglect (NAPCAN) 主催のイベント。児童虐待や放置の防止呼び掛け、地域社会の意識向上を目指す。
ダニエルの日 (Day for Daniel)	子供たちへの身の安全保護の教育を目的とする Daniel Morcombe Foundation 主催のイベント。教育機関、ビジネス、地域社会が参加し、子供の安全を促進するイベントが各地で開かれる。

出典：e セーフティー監督官事務所および各協会の情報より作成。

3. 学習の機会への取組

(1) 国レベルでの取組

オーストラリア政府は、e セーフティー監督官事務所の認証を受けた民間業者が提供するインターネットの安全利用に関するプログラムに参加する学校に対し、資金援助を行ってきた。しかし、同援助は 2018 年 6 月 30 日をもって終了している。従来、e セーフティー監督官事務所の認証制度は 2018 年 12 月 31 日で終了するものとなっていたが、その後延長され、現時点では 2019 年 6 月 30 日まで継続される予定となっている¹⁹⁵。2018 年 6 月 30 日時点で、以下の 36 団体が認証を受けており¹⁹⁶、これの団体を中心に初等・中等教育機関で学生、教員、保護者を対象としたセミナーが開催されている。

Alannah and Madeline Foundation Limited
 Baptist Care SA
 Brainstorm Productions Pty Ltd
 Bravehearts Foundation Limited (Bravehearts)
 Bully Zero Australia Foundation
 Carly Ryan Foundation
 Center for Internet Safety Pty Ltd
 Classroom Connections
 Cyber Owls Pty Ltd

¹⁹⁵ <https://www.esafety.gov.au/education-resources/certified-training-providers>

¹⁹⁶ Australian Communications and Media Authority; Office of the Children's eSafety Commissioner Annual Reports 2017-18

Eyes Open Social Media
FYI Education
INESS Pty Ltd (Internet Education Safety Services)
Internet Safe Training Pty Ltd
Interrelate Limited
Jacinta Docherty
Jeremy Kalbstein (Cyber Safe)
John Wiley & Sons Australia Ltd (Jacaranda)
Jonny Shannon
Jordan Foster (ySafe Solutions)
Life Education Australia
Martine Oglethorpe (The Modern Parent)
OnDigital Pty Ltd (SchoolTV)
Optus Administration Pty Limited (Optus Digital Thumb Print Program)
PROJECT ROCKIT Pty Ltd
Quality Workplace Practices Pty Ltd
Rachel Downie
Roar Film Pty Ltd (Roar Film and Roar Educate)
Safe on Social Pty Ltd
SAL Consultants & Investigation Services (Vic.) P/L (Cyber Safe Solutions)
Sex Education Australia
South Eastern Center Against Sexual Assault (SECASA)
Student EDGE Pty Ltd
The Cyber Safety Lady
WA Child Safety Services
Whitelion Inc. (Stride)
Yourtown Limited (Kids Helpline @ School)

(2) 州レベルの取組

第一章で述べたとおり、安全なインターネット利用に関する取組について、いずれの州においても、基本的には州内で統一されたプログラムの導入は行われておらず、公立・私立にかかわらずそれぞれの学校が自発的にプログラムの導入やセミナー及びワークショップ等への参加を行っている。

しかしながら、ビクトリア州はその例外であり、同州政府は、アラナ・アンド・マデリン財団が提供する「eスマート」プログラムの参加を奨励している。2018年2月には、これまでの1220万ドルに加えて250万ドルの追加資金を投じ、私立を含むビクトリア州のすべての学校が同プログラムを無料で導入できる体制を整えると発表した¹⁹⁷。

¹⁹⁷ <https://www.premier.vic.gov.au/funding-boost-to-keep-our-students-safe-online/>

4. コンテンツ制作者・運営者および通信事業者における、青少年に対するガイドラインの内容と現状及び課題

(1) 業界規範

オーストラリアの通信産業では、共同規制 (co-regulation) と呼ばれる規制の枠組みに基づく取締が行われている。これは業界団体が業界規範を策定し、これを政府の規制機関が施行するというものである¹⁹⁸。インターネットに関しては、インターネット産業協会 (Internet Industry Association, IIA) により策定された業界規範を e セーフティー監督官が管理している。インターネット産業協会は、オーストラリアのインターネット産業を代表する業界団体であったが、2014 年 3 月に業務を停止しその業務をコミュニケーションズ・アライアンス (Communications Alliance Ltd) が引き継いでいる。

ISP やコンテンツプロバイダー、モバイル通信事業者には、2 つの業界規範が適用される。インターネット及びモバイルコンテンツに関するインターネット業界規範 (Internet Industry Codes of Practice-Internet and Mobile Content) とコンテンツサービス規範 (Content Services Code) がそれぞれにあたる。インターネット及びモバイルコンテンツに関するインターネット業界規範は、2005 年に認証され、コンテンツホスト、ISP、モバイル通信事業者を規制する枠組みとされている。これら 2 つの業界規範における青少年のインターネット利用に関わる規定を以下にまとめる。

インターネット及びモバイルコンテンツに関するインターネット業界規範

青少年の保護に関わる条項¹⁹⁹は、コンテンツホストの義務、ISP の義務、モバイル通信事業者の義務と 3 つの分野にまたがっている。

(a) コンテンツホストの義務

コンテンツホストとは、インターネットコンテンツのオーストラリア国内のホスト先を指し、ここではモバイル通信事業者も含まれる。コンテンツホストの主な義務は、未成年による不適切なコンテンツの閲覧を防ぐことを目的とした、エンドユーザーの年齢確認、コンテンツの警告・ラベル付けの奨励、コンテンツ削除通知への対処法の構築等である。以下、該当する条項の要約である。

6. コンテンツホストの一般的な責任

6.1 コンテンツホストは、オーストラリア放送庁 (Australian Broadcasting Authority; ACMA の前身となる政府機関) から特定のニュースグループが児童ポルノや児童性愛に関連するという通知を受けた場合、ニュースリーダー用サーバーがそのようなニュースグループからのフィードを受け取らないことを確実にするため、適切な措置を講じる。

6.2 コンテンツホストは、自身がホスティングする年齢制限のあるコンテンツが未成年に提供されないことを確実にするため、以下のような適切な措置を講じる。

(a) エンドユーザーに有効なクレジットカード情報の提示を要求する。

(b) エンドユーザーが未成年でないことを証明する何等かの身分証明書の提示を要求する。身元証明書の例としては、有効な運転免許証、パスポート、出生証明書が挙げられる。

(c) 未成年がコンテンツにアクセスする前に、保護者や教師、あるいは他の責任ある成人による同意を得ることを前提としてコンテンツが販売されていることを明確に示す警告をサイト (または販促資料) に表示する。

(d) コンテンツにアクセスする過程に、アクセスを希望する者が青少年でないことを確認する手順を含める。

(e) モバイルコンテンツに関しては、本規範の条項 15 及び 16 に従う。

¹⁹⁸ Peter Coroneos, Internet Content Policy and Regulation in Australia

¹⁹⁹ Internet Industry Codes of Practice, codes for Industry Co-regulation in Areas of Internet and Mobile Content

- 6.3 コンテンツホストはオーストラリア国内でホスティングサービスを提供する顧客に対して以下を行う。
- (a) 格付法及び関連する格付ガイドラインに基づいて未成年に不適切だと考えられるコンテンツには、それらが禁止または潜在的禁止コンテンツではなくとも、適切な警告及び/又はラベリングを使用するよう奨励する。
 - (b) オーストラリアの州・準州、又は放送サービス法を含む連邦法に反するコンテンツを掲載しないよう、顧客に適切に通知する。
 - (c) エンドユーザーに対するチャットルームのリスクを最小限に食い止めるための情報提供を奨励する。

6.5 コンテンツホストはユーザーに対して以下のような情報を提供する。

- ・児童のインターネットコンテンツへのアクセス管理・監督方法についての情報
- ・「家庭向けフィルター」についての情報
- ・禁止及び潜在的禁止コンテンツについての苦情申立てについて

7. 削除通知の手順

- ・コンテンツホストはオーストラリア放送庁から削除通知を受けた場合、一定期間内に対処する対処法を擁していなければならない。

(b) ISP の義務

ISP の主な義務は、アカウント開設の際の年齢確認、「家庭向けフィルター」に関する情報提供、コンテンツプロバイダーに対するコンテンツの警告・ラベル付けの奨励、エンドユーザーに対する安全なインターネット利用についての情報提供等である。以下、該当する条項の要約である。

10. アカウントの開設

ISP はインターネットにアクセスするためのアカウントを保護者の同意なしに未成年に提供してはならず、そのために以下のような適切な対策を講じる。

- (a) アカウント開設には有効なクレジットカードを必要とする。
- (b) 免許証やパスポートなど申請者の年齢を確認する身分証明書を求める。
- (c) 未成年は保護者の同意が必要だという明確な注意書きをする。
- (d) 「家庭向けフィルター」の情報を提供する。
- (e) 申請者が未成年でないこと、またはアカウント使用前に保護者の同意を得ていることを確認する登録手続きを義務付ける。

保護者から同意していない旨の連絡を受けた場合、ISP は当該のアカウントをできるだけ早く無効にしなければならない。

11. コンテンツプロバイダーへの情報提供

ISP は子供の閲覧に不適切だと思われるコンテンツについて警告/ラベル付けをコンテンツプロバイダーに対して奨励する。

12. エンドユーザーへの情報提供

ISP はそのホームページに「オンラインの安全性 (Online Safety)」と明確に表示された項目を設け、子供のインターネットコンテンツへのアクセス管理や「家庭向けフィルター」についての情報、禁止又は潜在的禁止コンテンツの苦情申立てについての情報等を提供しなければならない。

(c) モバイル通信事業者の義務

モバイル通信事業者の義務は、制限コンテンツを提供する際のエンドユーザーの年齢確認、制限コンテンツと評価される可能性が高いコンテンツの評価、子供のモバイルコンテンツのアクセスの監督手段、チャットルームを使用する際のリスク軽減方法、禁止コンテンツに関わる苦情申立てについて等のエンドユーザーへの情報提供等である。以下、該当する条項の要約である。

15. モバイル通信事業者はエンドユーザーが未成年でないことを確認する適切な手段を講じた場合に限り、制限コンテンツを提供する。適切な手段とは、有効なクレジットカード、免許証、パスポート、出生証明書等の確認が挙げられる。

16. 評価者と評価過程

16.1 評価者は以下の資格を有していなければならない。

- (a) オーストラリア在住者
- (b) 直近の過去7年間に最低12カ月間格付審査委員会のメンバーを務めている者
- (c) OFLC (Office of Film and Literature Classification)、IIA、または IIA が指定する他の団体が提供する適切

なコースを修了していること

(d) 本規範に基づいてコンテンツを評価する能力を有していることを IIA に証明できる者

1994 年に設立されたオーストラリアレイティング委員会の監督機関。2005 年に解散され、その役割は法務省に移行された。

16.2 評価者はモバイル通信事業者またはコンテンツプロバイダーの社員または委託者である。

16.3 モバイル通信事業者が提供するコンテンツが性行為、暴力、ヌード、薬物使用等を含む制限コンテンツと評価される可能性が高い場合、モバイル通信事業者は当該コンテンツをエンドユーザーに提供する前に評価者による評価を依頼しなければならない。

16.4 モバイルコンテンツがリアルタイム又はライブのものである場合、評価者はそのコンテンツの性質を予想して評価を行う。リアルタイム又はライブのモバイルコンテンツが性行為、暴力、ヌード、薬物使用等を含む可能性が高い場合、エンドユーザーに対して適切な警告をしなければならない。

16.6 モバイル通信事業者は禁止コンテンツがエンドユーザーに提供されないよう、適切な処置を講じなければならない。

17. エンドユーザーへの情報提供

モバイル通信事業者とコンテンツプロバイダーはエンドユーザーに対し以下の情報を提供するための適切な処置を講じなければならない。

- ・モバイルコンテンツへの子供のアクセスを監視・監督する方法
- ・チャットルームに関連するリスク軽減の方法
- ・禁止または潜在的禁止コンテンツの苦情申立ての方法

コンテンツサービス規範

コンテンツサービス規範は、コンテンツサービス事業者及びホスティングサービス事業者を規制する枠組みである。同規範は、1992 年放送サービス法附則 7 号の要求事項に準拠するものであり、2008 年 7 月に ACMA によって認証された。以下、青少年の保護に該当する条項の要約である。

Part B: コンテンツの評価とレイティング

6. 訓練されたコンテンツ評価者 (Trained Content Assessors)

訓練されたコンテンツ評価者は、課金制のコンテンツサービス提供事業者の社員または委託者であり、訓練されたコンテンツ評価者になるための情報は IIA が提供する。

7. 評価

指定されたコンテンツ / ホスティングサービス事業者 * はコンテンツの評価を訓練されたコンテンツ評価者に依頼するかもしれない。課金制のコンテンツサービス事業者は以下の第 8 項が要求する場合、訓練されたコンテンツ評価者にコンテンツの評価を依頼しなければならない (ニュースや時事情報は除く)。訓練されたコンテンツ評価者は格付法、及びそれが定める格付ガイドラインと格付コードに基づいて評価を行うものとする。(* 指定されたコンテンツ / ホスティングサービス事業者 (Designated Content/Hosting Service Provider) とはホスティングサービス、ライブコンテンツサービス、リンクサービス、及び課金制のコンテンツサービス事業者を指す。)

8. 課金制のコンテンツサービス事業者の義務

- ・課金制コンテンツサービス事業者は、格付審査委員会が RC、X18+、R18+、MA15+ に分類する可能性があるコンテンツを提供しない。
- ・課金制コンテンツサービス事業者は、エンドユーザーへの提供を考慮しているコンテンツについて、それが禁止又は潜在的禁止コンテンツに分類される可能性が高いと考えられる場合、訓練されたコンテンツ評価者に当該コンテンツの評価を依頼する。

Part E: オンラインの安全性

14. エンドユーザーへの情報提供

- ・課金制のコンテンツサービス事業者やライブコンテンツサービス事業者でホストサービスを行っている事業者は、オンラインの安全を推進しなければならない。
- ・課金制のコンテンツサービス事業者やライブコンテンツサービス事業者は、子供のチャットサービス使用に関わる安全性の問題について保護者に情報を提供する。
- ・課金制のコンテンツサービス事業者やライブコンテンツサービスが提供するコンテンツへの子供のアクセスを管理・監督するための情報を保護者に提供する。
- ・新たなコンテンツサービスを開発する際には、子供の安全を考慮する

Part F: アクセス制限システム

17. 指定されたコンテンツ / ホスティングサービス事業者は MA15+、R18+ に分類されるコンテンツについてアクセス制限システムを課すことができる。

18. アクセス制限システムを実施する際には、エンドユーザーに対してコンテンツが MA15+、R18+ であることを警告す

る。保護者が適正年齢以下の青少年による当該コンテンツへのアクセスを制限するための情報提供をエンドユーザーに対して行う。

19. 年齢確認及びリスク分析

・指定されたコンテンツ/ホスティングサービス事業者は年齢確認の証拠が適正年齢未満の年齢者によって使用される可能性についてリスク分析を行う。

・指定されたコンテンツ/ホスティングサービス事業者は、エンドユーザー本人名義のクレジットカード番号を取得する、本人名義の高等教育機関が発行した身分証明書、免許証、パスポート、出生証明書を確認する、等の手段を使って、身分証明が適正年齢未満の者によって使用されるリスクを軽減することができる。

20. アクセス制限

・エンドユーザーに暗証番号を提供することで、アクセス制限が課されている MA15+ や R18+ コンテンツへのアクセスを許可することができる。

21. 事前に年齢証明申告を提出する

・MA15+ についてはエンドユーザーが事前に 15 歳以上である年齢申告をした場合、R18+ についてはエンドユーザーが事前に年齢証明を提出し、それが指定されたコンテンツ/ホスティングサービス事業者によって査定され受諾された場合、エンドユーザーは当該コンテンツにアクセスすることができる。

22. 品質管理措置

アクセス制限システムには、エンドユーザーが年齢規程に準拠していないことが判明した場合に MA15+、R18+ コンテンツへのアクセスを即座に禁止する措置が講じられていなければならない。

23. チャットサービス

チャットサービスを提供する課金制のコンテンツサービス事業者は、子供と大人間の違法な接触を最小限に抑え、そのリスクに対処するための安全対策を講じていなければならない。安全対策には以下が挙げられる。

- ・チャットサービスの年齢制限を 18 歳以上とする
- ・人間のモデレーター
- ・人間による監督
- ・電子フィルタリング
- ・チャットサービスへのアクセス登録をするユーザーのプロフィールの精査
- ・プロフィールの情報の制限
- ・サイトが 18 歳未満のユーザーによるネット検索に表示されないよう、検索結果の制限
- ・リクエストとレスポンスの手順を義務付けることで、ユーザーへのコンタクトの許可の管理
- ・ユーザーがディレクトリに表示されることに同意したプロフィールのみ検索結果に表示されるよう、検索結果の制限
- ・ユーザーが望まない接触をブロック可能とすること

(2) ISP による取組

多くの ISP が安全なインターネット利用に関するツールや情報の提供を行っている。以下に、オーストラリアの 4 大 ISP による取組の概要をまとめた。

【オーストラリアの 4 大 ISP による安全なインターネット利用に関するツールや情報提供の概要】表 A3-8

ISP	
iiNet	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリングに関する情報を提供²⁰⁰ ・オーストラリアのカリキュラムに基づいて開発された「サイバーセーフティ (Cyber Safety)」と呼ばれる安全なネット利用の教材を無料で提供している²⁰¹。
Optus	<ul style="list-style-type: none"> ・安全なインターネット利用に関する情報を提供。 ・Optus Digital Thumbprint: オプタスが中等教育機関を対象に提供する 3 回にわたる無料セミナー。安全なインターネットの利用方法、個人情報保護、ネット上における責任あるふるまいなどを教示する²⁰²。

²⁰⁰ <https://www.iinet.net.au/about/legal/filtering/>

²⁰¹ <https://www.iinet.net.au/about/community/learn/cyber-safety/>

²⁰² <http://www.digitalthumbprint.com.au/workshops/>

Telstra	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバーセーフティに関する情報を提供。 ・児童の安全なインターネット利用を助ける保護者向けの情報を提供。 ・携帯電話アプリ「Telstra Mobile Protect」を提供。インターネットフィルタリングの適用、時間制限、指定したウェブサイトへのアクセスを阻止するなどの機能を備える。 ・2015年6月30日以降に家庭用ブロードバンドサービスに加入した家庭に無料で（それ以外は有料で）「Telstra Broadband Protect」を提供。マルウェアなどをホスティングするウェブサイトから端末を保護するほか、ペアレンタルコントロールの設定や児童のSNS使用を監督する機能などが搭載されている²⁰³。 ・「eスマート図書館（eSmart Libraries）」はテルストラ・ファウンデーション（Telstra Foundation）がアラナ・アンド・マデリン財団とのパートナーシップの元、2012年に開始したイニシアチブで、図書館における賢く安全で責任あるデジタル技術の利用を促進する。テルストラ・ファウンデーションは1500の公立図書館を対象とする「eスマート図書館」の実行に800万ドルを投資しており、オーストラリアでこれまで行われてきた地域社会レベルでのネット安全については最も大規模な試みの一つに数えられる。
TPG	ネット上の安全性について一般的な情報を提供。

出典： コミュニケーションズ・アライアンスのウェブサイトウェブサイト情報を基に作成²⁰⁴。

（3）SNS事業者による取組

SNS事業者はその利用規約において、その大半の年齢制限を13歳としている。これは児童オンラインプライバシー保護法（Children's Online Privacy Protection Act of 1998）という米国の法律に基づく。同法は、13歳未満の児童の個人情報の収集と保存を禁止するものである。以下、eセーフティ監督官事務所が提供する情報を基に、主たるSNSやアプリによる年齢制限をまとめた²⁰⁵。なお、Apple社のApp StoreとGoogle社のGoogle Playの年齢制限も同時に記載した。

【主たるSNSとApple Store及びGoogle Playの年齢制限】表A3-9

SNS	最低年齢規定	App Storeの年齢制限	Google Playの年齢制限
Facebook	13歳以上	12歳以上	12歳以上
Facebook Messenger	13歳以上	12歳以上	3歳以上
Google+	13歳以上	17歳以上	12歳以上
Instagram	13歳以上	12歳以上	12歳以上
Minecraft	年齢制限なし (13歳未満のユーザーはMojangアカウント作成に保護者の許可が必要)	n/a	M - Mature* (Pocket Edition)
Moshi Monsters	年齢制限なし (6歳から12歳を対象。13歳)	4歳以上	G - General*

²⁰³ <https://www.telstra.com.au/broadband/extras/broadbandprotect>

²⁰⁴ Communications Alliance, <https://www.commsalliance.com.au/Documents/releases/2018-media-release-25>

²⁰⁵ Office of the eSafety Commissioner,

<https://www.esafety.gov.au/education-resources/iparent/staying-safe/social-networking/is-there-an-age-limit-for-kids-on-social-media>

	未満のユーザーは保護者のメールアドレスが必要)		
Skype	18歳以上(17歳までは保護者の許可が必要)	12歳以上	3歳以上
Snapchat	13歳以上	12歳以上	12歳以上
Twitter	13歳以上	17歳以上	12歳以上
WhatsApp	16歳以上	12歳以上	3歳以上
Yubo	13歳以上(17歳までは保護者の許可が必要)	17歳以上	12歳以上
YouTube	13歳以上	17歳以上	12歳以上

出典：eセーフティー監督官事務所ウェブサイト Age Guide to Social Media

(4) レイティングによる取組

国際年齢評価連合 (International Age Rating Coalition、IARC) のレイティング

IARC は、デジタル配信されるゲームとアプリの国際的なレイティング団体で、複数国のレイティング機関によって 2013 年に設立された。

ゲームやアプリの開発業者は、ネット上で IARC のアンケート形式の質問に答え、それを基に自動的にレイティングが算出される。国のレイティング機関が IARC に加盟している場合は、その国のレイティング基準に即したレイティングがなされる。

オーストラリアでは、オーストラリアレイティング機関が IARC に加盟しているため、オンラインゲーム及び/又はモバイルゲームに限ってオーストラリアレイティング機関を通さず IARC が算出するレイティングを使用することができる。上の表にある Minecraft と Moshi Monsters がその例である。Google Play、Nintendo eShop、Windows Store のオンラインストアで販売されるオンラインゲームにはこのレイティングが表示される²⁰⁶。

Google Play のレイティング

Google 社は、国際年齢評価連合 (International Age Rating Coalition、IARC) のレイティングシステムを導入している。Google Play で提供されるアプリのレイティングは、これに準ずる。

App Store のレイティング

Apple 社の App Store では、同社独自の 4 種類のレイティングを適用している。以下は、それらのレイティングの分類である。

4+: 倫理的に好ましくないコンテンツは含まれていない。

9+: 軽度の暴力、大人向けの内容、ホラー等 9 歳未満の子供には不適切なコンテンツを含む。

12+: 乱暴な言葉使い、暴力、ギャンブル等 12 歳未満の子供には不適切なコンテンツを含む。

²⁰⁶ Fact Sheet- International Age Rating Coalition,

<http://www.classification.gov.au/Public/Resources/Documents/fact-sheets/international-age-rating-coalition--iarc.PDF>

17+: 性的コンテンツ、ヌード、アルコール、たばこ、薬物等 17 歳未満の子供には不適切なコンテンツを含む。17+ のアプリを購入するには 17 歳以上でなければならない²⁰⁷。

(5) コンテンツ制作者・運営者および通信事業者における課題

オーストラリア法制度改革委員会による報告書

オーストラリア法制度改革委員会 (Australian Law Reform Commission、ALRC) は、2012 年に「コンテンツ規制とコンバージド・メディアのレイティング (Classification- Content Regulation and Convergent Media)」と題した報告書を発表した。この中で、1992 年放送サービス法によるコンテンツ規制の問題点を指摘している。その主たるものは、同法律が適用されるのは商業目的のコンテンツプロバイダーのみであるにも関わらず、オンラインコンテンツの大半が無料であること、またそれらが企業ではなく個人が作成したものであるという点である²⁰⁸。

通信芸術省によるディスカッションペーパー

2018 年 6 月、通信芸術省はオンライン安全促進法及びオンラインコンテンツスキームを見直すディスカッションペーパーを発表しており、その中でユーザー生成コンテンツや SNS などのオーバー・ザ・トップと呼ばれる極端かつ不道德な投稿者の激的な増加が、青少年がネット上で閲覧するコンテンツの規制を非常に困難にしているとの指摘をしている。ユーザー生成コンテンツが主体となるブログ、写真・動画を共有するウェブサイト、SNS などで性的コンテンツがますます増加しているほか、禁止または潜在的禁止コンテンツに値する過激な暴力、自殺や憎悪犯罪を煽るもの、テロ関連サイトの情報などもユーザー生成コンテンツに蔓延していると指摘されている。

その一方で、1992 年放送サービス法の附則 5 号及び 7 号、及び先に述べた 2 つの業界規範はスマートフォンや SNS が主流になる以前のものであり、今日のインターネット社会の現実を反映したものとは言えないと点も指摘されている²⁰⁹。

コミュニケーションズ・アライアンスとオーストラリア携帯電話通信協会による共同文書

上記の通信芸術省のディスカッションペーパーに応えるものとして、コミュニケーションズ・アライアンスとオーストラリアのモバイル通信事業者を代表する業界団体であるオーストラリア携帯電話通信協会 (Australian Mobile Telecommunications Association、AMTA) は、通信芸術省に対し共同文書を提出している。

その中で、青少年による携帯電話使用の激増、SNS などを通じた、従来とは異なる形でのオンラインコンテンツの利用など現代の傾向が、オンラインコンテンツスキームに反映されていない点が指摘されている。また、オンラインコンテンツスキームの成立以来、違法コンテンツのホスト先が国内から海外ホストへと移行し、削除通知の有効性と価値が衰えたと述べ、海外ホスティング経由での青少年による違法コ

²⁰⁷PC Magazine, Apple App Store Highlights Age Ratings, <https://www.pcmag.com/article20,2817,241741200.asp>, Wikipedia, https://en.wikipedia.org/wiki/Mobile_software_content_rating_system#Apple_App_Store

²⁰⁸ Australian Law Reform Commission, <https://www.alrc.gov.au/publications/obligations-online-content>

²⁰⁹ Department of Communications and the Arts, Reviews of the Enhancing Online Safety Act 2015 and the Online Content Scheme-discussion paper

コンテンツへのアクセスに係る問題に対処できるようオンラインコンテンツスキームの見直しが必要だと主張されている。

同時に、現在の業界規範が10年近く前のものであることについては、「インターネット及びモバイルコンテンツに関するインターネット業界規範」並びに「コンテンツサービス規範」が1992年放送サービス法の附則5・7号の規定に縛られており、これら2つの規範の改正が困難であると主張すると共に、今後オンライン安全促進法及びオンラインコンテンツスキームが改正されるようであれば、それらは原則に基づくものとし、業界規範を改正することができるように柔軟性を持たせる必要があると述べている。

同文書には、最後に、附則5・7号を統合しオンライン安全促進法に組み入れること、またeセーフティー監督官が執行可能なテクノロジーとプラットフォームを偏りなく規制する単一の業界規範の策定を支持する旨が記載されている²¹⁰。

5. 事業者と民間の紛争の解決活動と実態

(1) 禁止及び潜在的禁止コンテンツに対する民間からの苦情処理

これまで述べてきたように、オーストラリアの場合、違法・有害コンテンツは1992年放送サービス法の附則5・7号、及び業界規範により規制されているため、民間から苦情があった場合はそれらに明記された手順で問題解決が行われる。

2016～17年及び2017～18年のeセーフティー監督官事務所の年次報告書によると、同期間中、禁止及び潜在的禁止コンテンツをホスティングしていたオーストラリア国内のホスティングサービスは一つも存在しなかった。これはオーストラリアの国内の業者が規制に遵守していたことを示している。

(2) 苦情処理過程

エンドユーザーが禁止及び潜在的禁止コンテンツだと思われるコンテンツに遭遇した場合、ISP、モバイル通信事業者、コンテンツプロバイダーに直接苦情の申立てをするか、あるいはeセーフティー監督官事務所に申し立てることになる。先に述べた業界規範が定める苦情処理過程について以下にまとめる。

モバイルコンテンツの処理過程

「インターネット及びモバイルコンテンツに関するインターネット業界規範」は、附則2号でモバイルコンテンツの苦情処理過程を規定している²¹¹。以下は、これを要約したものである。

1. エンドユーザーがモバイル通信事業者又はコンテンツホストにモバイルコンテンツに関する苦情を申立てる。
2. 苦情の内容が以下に当てはまるか確認する。
 - a. 制限コンテンツと評価されるべきであるにも関わらず制限コンテンツと評価されていない
 - b. 禁止モバイルコンテンツと評価されるべきであるにも関わらず制限コンテンツと評価されている
 - c. モバイル通信事業者またはコンテンツホストが苦情が善意のもので、嫌がらせや根拠のないものではない
3. 2の条件に当てはまる場合、モバイル通信事業者又はコンテンツホストは苦情受付の24時間以内に当該コンテンツを非公開にし、当該コンテンツの再評価を行う。
 - d. 評価者が当該のモバイルコンテンツの評価が不正確であったと判断した場合、モバイル通信事業者又はコン

²¹⁰ Communications Alliance and Australian Mobile Telecommunications Association, Submission to the Department of Communications and the Arts, Review of the Enhancing Online Safety Act 2015 and the Online Content Scheme- discussion paper

²¹¹ Internet Industry Codes of Practice, Codes for Industry Co-Regulation in Areas of Internet and Mobile Content

コンテンツホスト及びコンテンツプロバイダーにその旨を書面で通達し、モバイル通信事業者又はコンテンツホストはそれをエンドユーザーに連絡する。その後、コンテンツプロバイダーとモバイル通信事業者は評価者による再評価に従って当該のモバイルコンテンツを処理する。

e. 再評価の結果、当該のモバイルコンテンツの評価が正確であったと判断した場合、モバイル通信事業者又はコンテンツホスト及びコンテンツプロバイダーにその旨を通達し、モバイル通信事業者又はコンテンツホストはそれをエンドユーザーに連絡する。

未解決の苦情

同業界規範の中で、苦情処理過程に続いて、未解決の苦情についての対応規定が記載されている。以下は、これを要約したものである。

1. モバイルコンテンツの再評価は可能な限り速やかに行う。
2. エンドユーザーが再評価の結果に不満足の場合、モバイル通信事業者又はコンテンツホストはエンドユーザーに第三者による解決手段についての情報を提供する。
3. モバイル通信事業者又はコンテンツホストは適切な機関が苦情について調査を行い当該コンテンツが不正確に評価されたと判断した勧告を受けた際には、モバイル通信事業者又はコンテンツホストは当該コンテンツを当該機関の勧告に従って処理する。
4. 再評価に OFLC への依頼を必要とする場合、モバイル通信事業者は OFLC の再評価にかかるコストを負担する。

また、「コンテンツサービス規範」は指定されたコンテンツ・ホスティングサービス事業者を規制するもので、苦情の申立てについては第 9 項で説明している。以下は、その第 9 項を要約したものである。

第 9 項：苦情処理

エンドユーザーは指定されたコンテンツ/ホスティングサービス事業者にコンテンツの苦情を申立てることができる。指定されたコンテンツ/ホスティングサービス事業者は、苦情が寄せられたコンテンツが禁止または潜在的禁止コンテンツだと考えられるなど、苦情が妥当だと思われる場合は、当該コンテンツについて調査を行う。また、エンドユーザーは ACMA に苦情を申立てることもできる。(現在の申立先は、e セーフティー監督官事務所。)

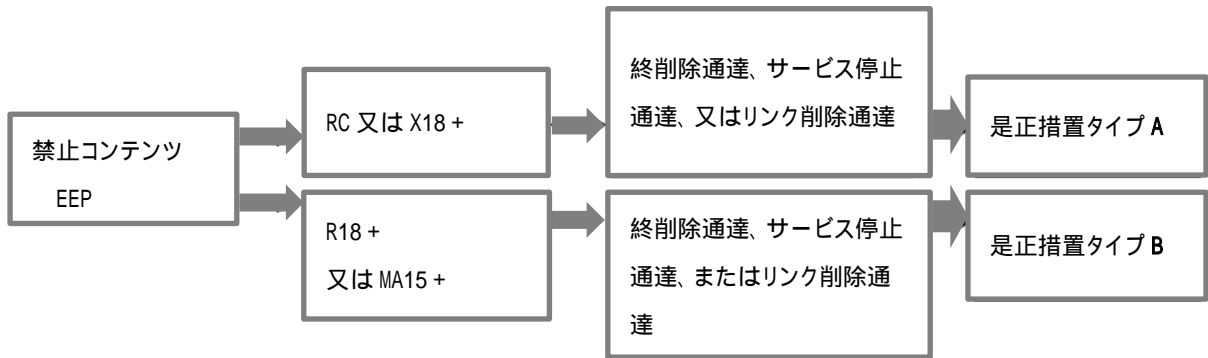
削除通知

さらに、コンテンツの削除通知については、「コンテンツサービス規範」第 10、11、12 項で規定されている。以下は、これを要約したものである。なお、ここで言う電子出版物 (Eligible Electronic Publication) とは、書籍、雑誌、または新聞、あるいはそれら文章の録音を指す。

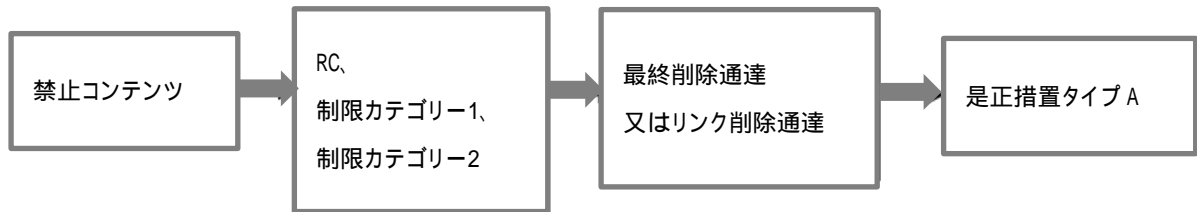
【最終削除通達、リンク削除通達、及びサービス停止通達の手順】図 A3-10

ホスティングサービス、リンクサービス、ライブコンテンツサービスへの最終削除通達

(a) 電子出版物を除くコンテンツ



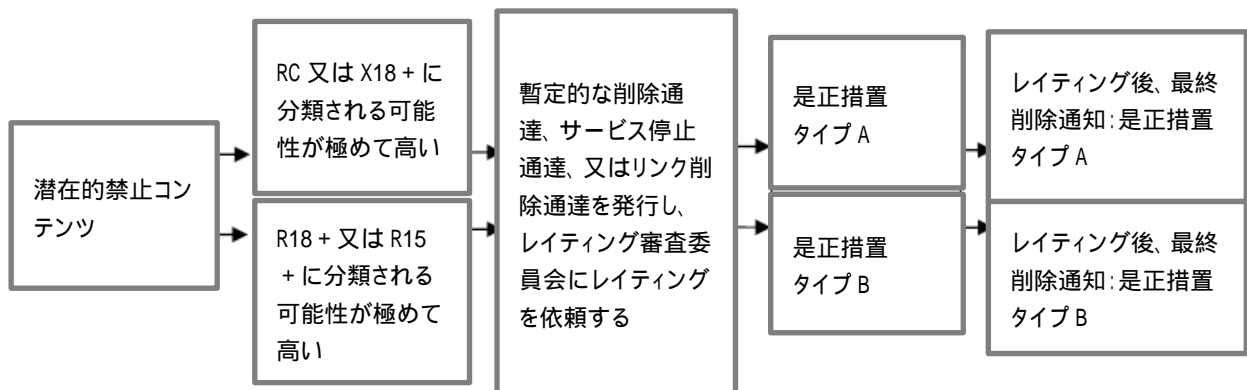
(b) 電子出版物



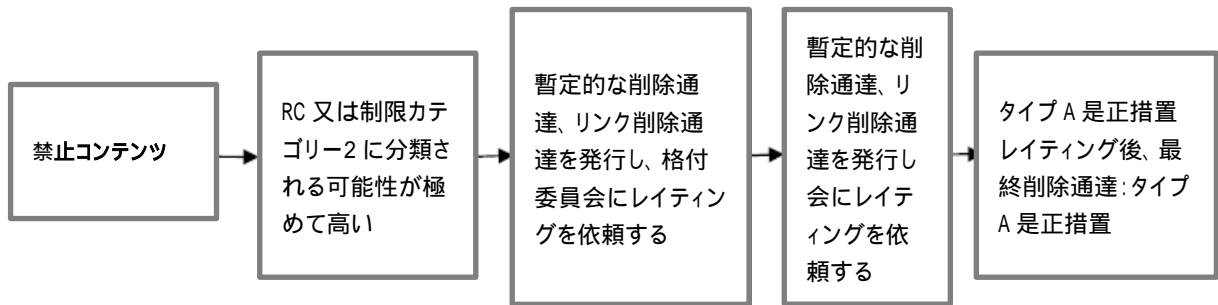
【暫定的通達の手順】図 A3-11

ホスティングサービス、リンクサービス、ライブコンテンツサービスへの暫定的通達

(a) 電子出版物を除くコンテンツ



(b) 電子出版物



タイプ A 是正措置： 当該コンテンツの提供またはホスティングを中止する。サービス停止通達の場合、ライブコンテンツサービスの提供を中止する。

タイプ B 是正措置： 当該コンテンツの提供またはホスティングを中止する。サービス停止通達の場合、ライブコンテンツサービスの提供を中止する、またはコンテンツをアクセス制限システムの対象とする。

出典：コンテンツサービス規範 (Content Services Code)

(3) 著作権や個人のプライバシー侵害、名誉棄損等の問題と事例

このほか、民間と業者間で起こり得る紛争としては、著作権や個人のプライバシー侵害、名誉毀損等に係るものが挙げられるが、これらは被害者が訴訟を起し裁判で解決されることになる。

名誉毀損の事例としては、オーストラリア人男性が Google を被告として提起した名誉毀損の裁判が挙げられる。これは、2004 年にメルボルンのレストランで背中を銃で撃たれたミロラド・トルクルジャ氏が、Google の画像検索で自分の名前を検索すると彼の写真と共に犯罪組織メンバーの写真が検出されるとして、Google を名誉毀損で訴えている事例である。

トルクルジャ氏は 2012 年にビクトリア州最高裁で勝訴したものの、その 4 年後にビクトリア州控訴裁判所により判決が覆された。そして 2018 年には連邦最高裁判所が控訴裁の判決を覆し、Google に対しトルクルジャ氏への裁判費用を支払うよう命じている²¹²。この事例は、青少年に直接関わるものではないが、ISP、SNS 事業者、モバイルキャリアの責任を問うと言う意味で重要なものである。

6. 青少年に対して危険性があるインターネット上の情報についての相談や苦情等の受け皿としての活動とその目標

(1) e セーフティー監督官事務所のオンラインクレーム

オーストラリアでは、e セーフティー監督官事務所のサイトから匿名で通報できるようになっている。以下は、e セーフティー監督官事務所のサイトで示されている苦情の分類カテゴリーである。

²¹² Business Insider Australia,

<https://www.businessinsider.com.au/a-melbourne-man-is-suing-google-for-defamation-because-he-shows-up-beside-criminals-in-an-image-search-2018-6>

The Sydney Morning Herald,

<https://www.smh.com.au/technology/high-court-allows-man-to-sue-google-for-defamation-in-search-results-20180613-p4zl6l.html>

【オンラインにおけるクレームコンテンツ】表 A3-12

内容に関する詳細を記入してください
どのコンテンツが禁止されるべきと考えられますか？
児童性的虐待
テロ行為の奨励
犯罪の促進
暴力
露骨な性描写のアダルトコンテンツ
過激又は攻撃的なコンテンツ
子供への不適切なコンタクト/グルーミングの疑い
人種差別等の差別
不正
プライバシー
著作権違反/知的財産権侵害
名誉毀損/ネットいじめまたは嫌がらせ
ウイルス

出典：eセーフティー監督官事務所のウェブサイトの情報を基に作成。

上記の項目 ~ に関してはeセーフティー監督官事務所に直接通報できるようになっており、項目 ~ については、それぞれの項目を選択するとそれに応じた通報及び連絡先の情報が表示されるようになっている。例えば、 の「子供への不適切なコンテンツ/グルーミングの疑い」を選択すると、オーストラリア連邦警察のオンライン児童保護フォーム²¹³にアクセスするための情報が表示される。また、 のネットいじめについては、eセーフティー監督官事務所はネットいじめに特化したウェブページを設けており、そこから通報できるようになっている²¹⁴。

(2) シンクユーノウ (ThinkUKNow) の「Get help!」

ThinkUKNow は、「Get help!」と呼ばれるページを用意し、オンラインコンテンツの通報手段を紹介している²¹⁵。以下は、そこで示されている分類である。

- ・ ネット上の児童性的虐待
- ・ オンライン・グルーミング
- ・ 不適切または違法コンテンツ
- ・ ネット犯罪
- ・ ネットいじめ
- ・ ネット上の過激派情報

²¹³ Australian Federal Police Online Child Protection form, https://forms.afp.gov.au/online_forms/ocset_form

²¹⁴ <https://www.esafety.gov.au/complaints-and-reporting/cyberbullying-complaints>

²¹⁵ <https://www.thinkuknow.org.au/report>

(3) ネットいじめへの苦情

このほか、eセーフティー監督官事務所は SNS 事業者とのパートナーシップの下、SNS 上のネットいじめ対策に努めており、各 SNS 事業者はネットいじめに関わる投稿を禁止する利用規約、ネットいじめコンテンツを削除する苦情申立てメカニズム、ネットいじめコンテンツに関する苦情について eセーフティー監督官事務所と連絡を取り合う担当者を設置するなど、それぞれネットいじめの安全対策を行っている。

7. その他（情報源に関する一覧・調査面談先一覧）

eセーフティー監督官事務所 (Office of eSafety Commissioner)

ビクトリア州犯罪統計局 (Crime Statistics Agency Victoria)

ニューサウスウェールズ州犯罪統計調査局 (NSW Bureau of Crime Statistics and Research)

アラナ・アンド・マデリン財団 (Alannah & Madeline Foundation)

オーストラリア犯罪学研究所

オーストラリア連邦警察オンライン児童保護フォーム

オーストラリア連邦警察

ビジネスインサイダーオーストラリア

シドニー・モーニング・ヘラルド

コンテンツサービス規範

iiNet インターネット サービス プロバイダー

コミュニケーション アライアンス社 (Communications Alliance)

ABC ニュースオンライン (ABC News)

テルストラ社 (オーストラリア最大の公共・民間所有の通信会社)